

**第7期大府市障がい福祉計画
第3期大府市障がい児福祉計画**

令和6年3月

はじめに



大府市長 岡村 秀人

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展による地域社会や家族形態の変化に伴い、福祉に対するニーズはますます複雑化、多様化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症は、外出自粛や地域交流の機会の減少による社会的孤立の深刻化など、社会生活に大きな影響を及ぼし、5類感染症の移行後の現在においても、その影響は完全に終息していません。

障がい（児）福祉分野においては、障がい者の増加と高齢化及び障がいの重度化・多様化に対応した支援、医療の進歩や保護者の意識の変化により増加する医療的ケア児や発達が気になる子どもとその家庭への専門的で切れ目のない一貫した支援、障がいや個性、能力に合わせた自立と社会参加の更なる促進など、障がいのある人が自分らしく地域で暮らせる環境と体制の整備がより一層求められています。

本市では、福祉と教育の相談支援機能を集約した「ふれ愛サポートセンタースピカ」の開所、企業・学校・福祉事業所で構成する大府市障がい者雇用事業所連絡協議会の設立、障がい者の美術作品の展示や舞台発表をする「パラアートおおぶ」の開催など他市にはない独自の取組を先駆けて行ってまいりました。さらに、令和3年度から令和5年度まで（前期計画期間中）には、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所の適正な管理を図るための事業所の指定・監査事務を県から権限移譲を受けるとともに、医療的ケア児学校等訪問看護事業の開始、大府市成年後見センターの設置、コミュニケーション支援者養成事業などを実施しています。令和6年度からは、社会福祉法人への委託により2か所目となる新たな地域活動支援センターを北崎町にて開設し、障がい者やひきこもりの方が自分らしく地域で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

今後も、本市のまちづくりの方向性を示す第6次大府市総合計画や、地域福祉のあり方を示す第2次大府市地域福祉計画など、本計画の上位計画や各種条例の趣旨も踏まえて、本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、地域社会の中で支え合いながら、障がいのある人が自分らしく生活することができるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました大府市自立支援協議会をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章 第7期大府市障がい福祉計画・第3期大府市障がい児福祉計画の概要

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	基本理念	3
4	計画の期間及び見直しの時期	4
5	計画の進捗管理	4

第2章 障がい者等の現状と見込み

1	身体障害者手帳所持者の推移	5
(1)	障がい別	5
(2)	等級別	5
2	療育手帳所持者の推移	6
3	精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	6
4	自立支援医療費（精神通院）受給者の推移	7
5	難病患者等の推移	7
6	障害支援区分の推移	8
7	障がい者数の将来予測	8

第3章 地域生活に向けた取組 【障がい福祉計画分】

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3	地域生活支援の充実	15

第4章 障がい者の就労 【障がい福祉計画分】

1	福祉施設から一般就労への移行等	19
2	障がい者雇用の促進	21
3	農福連携や環福連携など他分野と連携した取組の促進	22
4	障がい福祉施設の工賃向上	22

第5章 障がい者の支援体制の充実に向けた取組 【障がい福祉計画分】

1	相談支援体制の充実・強化等	23
2	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25

第6章 障害福祉サービス等の見込み 【障がい福祉計画分】

1	障害福祉サービス等	26
(1)	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、	

同行援護、行動援護)

(2) 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練)

(3) 日中活動系サービス(就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援)

(4) 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護)

(5) 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助)

第7章 地域生活支援事業 【障がい福祉計画分】

【必須事業】

1	理解促進研修・啓発事業	33
2	自発的活動支援事業	33
3	相談支援事業	34
4	成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業	35
5	意思疎通支援事業	35
6	日常生活用具給付事業	36
7	手話奉仕員養成研修事業	37
8	移動支援事業	37
9	地域活動支援センター事業	38

【任意事業】

1	日中一時支援事業	39
2	訪問入浴サービス事業	40
3	身体障がい者の自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	40
4	自立支援協議会	41

第8章 障がい者のくらし 【障がい福祉計画分】

1	社会参加を進める取組	43
	(1) 集える機会と場づくり	
	(2) 文化芸術活動・スポーツ(レクリエーション)の振興	
	(3) 当事者団体、家族会の支援	
2	社会参加を支える取組	44
	(1) 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実	
	(2) 行政等における配慮	
	(3) 移動の支援	
	(4) 障がい及び障がい者への理解の促進	
	(5) 居住の支援	
	(6) ボランティアの養成	
3	尊厳と権利を支える取組	47
	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業	
	(2) 意思決定支援の促進	
	(3) 障がい者虐待の防止	
	(4) 障がい者差別の解消	

4 災害時・非常時の安心に向けた取組	50
（１）災害時の支援	
（２）感染症への対策	

第9章 障がい児支援の提供体制の整備等 【障がい児福祉計画分】

1 児童発達支援センターの整備	52
2 障がい児等の地域社会への参加・包容の推進	52
（１）保育所等訪問支援による障がい児等の地域社会への参加・包容の推進	
（２）各施設における心身の発達が気になる児童の受入状況	
3 特別な支援が必要な障がい児に対する支援	55
（１）重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援	
（２）強度行動障がい及び高次脳機能障がいを有する児童に対する支援	
4 障害児通所支援事業等の見込み	56
5 発達障がい児等に対する支援体制	59
（１）発達障がい児の家族支援	
（２）発達が気になる児童への取組	

第10章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間中の取組

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間中の取組事項	61
--------------------------------	----

資料編

1 策定の体制	62
2 策定の経過	66

本計画における文中の表記について

○「障がい」について

「障がい」は、ひらがな表記にしています。ただし、法律名や過去の計画名等の固有名詞のみ、従来どおり「障害」と表記しています。

○「現在」について

「現在」は、令和5年9月末を表しています。

○「フォント」について、

本計画ではユニバーサルフォント（UD フォント）を使用しています。

第1章 第7期大府市障がい福祉計画・第3期大府市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の目的

本市においては、平成18年10月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法施行）により、平成19年3月に「第1期大府市障害福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、以来6期にわたって障がい福祉計画を基に障害福祉サービスや地域生活支援事業によるサービスの提供体制を整備し、それらを円滑に実施するために取り組んできました。また、障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあるため、必要なサービスの量と種類の整備に努め、利用者負担の軽減策やサービス提供事業者への支援等もあわせて進めてきました。

平成30年3月には、これまで障がい福祉計画に内包されていた児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児支援の提供体制をより計画的に確保するため、「第1期大府市障がい児福祉計画」を策定しました。

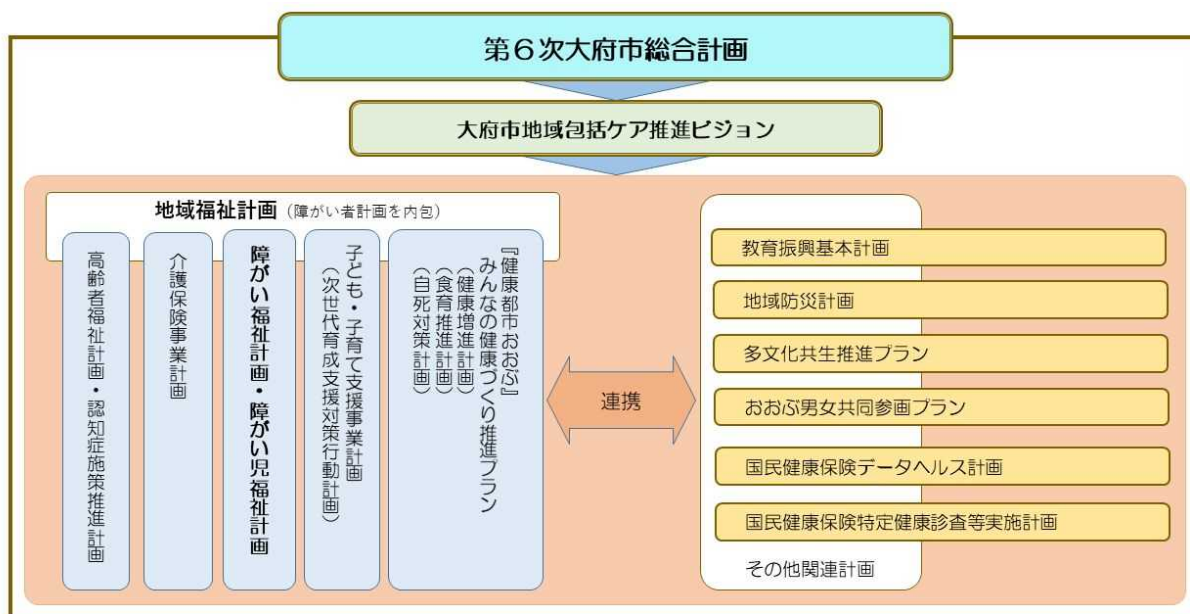
一方、本市における障がい者計画は、平成11年度から22年度までの12年間の計画期間とする「大府市総合保健福祉計画」を平成10年度に策定し、平成18年3月に同計画の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「大府市総合保健福祉計画後期計画2006－2010」を後期計画として策定しました。平成22年3月には大府市地域福祉計画（計画期間平成22年度から令和2年度まで）を本市の障害者計画を内包して策定しました。令和2年3月には、令和2年度から令和12年度を計画期間とした「第2次大府市地域福祉計画」を策定し、「大府市障がい者計画」を内包した形で位置付けています。

今後、障がい者支援を効果的に推進していくために、令和8年度を目標年度とする「第7期大府市障がい福祉計画」（以下「第7期計画」という。）及び「第3期大府市障がい児福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を「第2次大府市地域福祉計画」に示された基本理念をもとに策定しました。

2 計画の位置付け

本市では、令和元年度に策定した「第2次大府市地域福祉計画」において、障がい者等に関する部分を障害者基本法に基づく障害者計画とし、障がい者等の福祉施策に関する基本方針や事業の方向性を定めています。

障害福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保策等を定める実施計画に位置付けています。



【障害者基本計画と障害（児）福祉計画の比較】

項目	障害者基本計画	障害（児）福祉計画
計画の名称	大府市地域福祉計画に内包（障がい者に対する施策）	大府市障がい福祉計画 大府市障がい児福祉計画
根拠となる法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
計画の性格	ライフステージを視野に置き、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	目標年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援の必要な見込量及び提供体制の確保に向けての具体的方策を定める計画
各計画において定める事項	基本理念である「みんな笑顔で ともに支え合うまち おおぶ」の実現に向けた、地域の階層イメージと8つの施策	①各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援並びにこれを確保するための方策 ②地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ③その他障害福祉サービス及び障害児通所支援又は相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
計画期間	11年間	3年間

3 基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るために、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲は、18 歳以上の身体障がい、知的障がい及び精神障がい並びに難病患者等、又は障がい児とし、各障がい種別に伴うサービス内容の格差を是正し、均一で公平なサービス提供に取り組めます。

(3) 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等の地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等を地域全体で支えるシステムを実現するため、公的サービス以外のサービス提供等、社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度横断的な支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、個々のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携体制の整備を推進します。また、障がいの有無に関わらず、地域の保育、教育等の支援を受けて、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。加えて、障がいの種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

(6) 障がい福祉人材の育成・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せて人材の育成・定着のための取組を進めます。

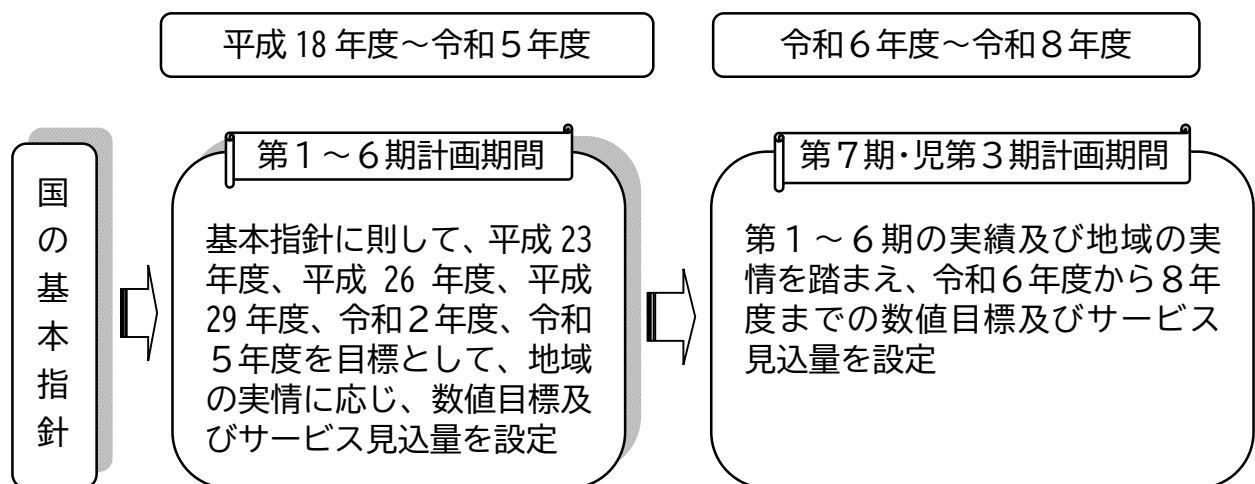
(7) 障がい者の社会参加を支える取組の定着

障がい者の社会参加とそれを支える情報アクセシビリティや移動の支援などの取組により、障がい者等の個性や能力を発揮できる機会の確保を図ります。

4 計画の期間及び見直しの時期

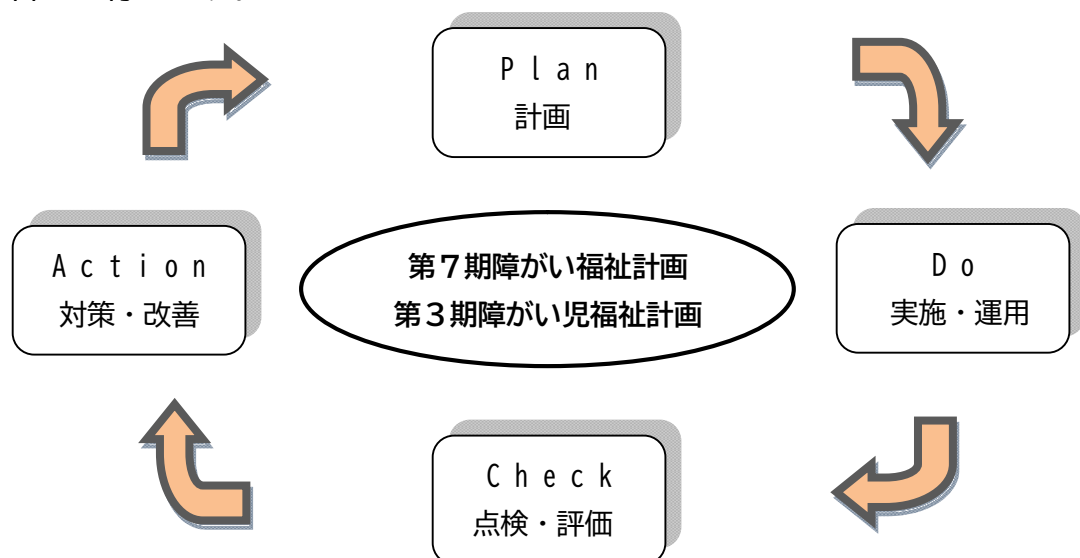
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年を1期として作成します。

第7期計画及び第3期計画は、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）の実績、進捗状況等の分析を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の進捗管理

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の推進については、障害者総合支援法の改正に伴い、PDCAサイクルを導入し、計画について定期的に調査、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。また、大府市自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）から意見を聴取しながら計画の進捗管理を行います。



第2章 障がい者等の現状と見込み

1 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 障がい別

単位：人

障がい部位	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
肢 体	1,215 (38)	1,213 (40)	1,185 (40)	1,165 (46)	1,139 (46)	1,121 (46)
視 覚	125 (4)	121 (3)	116 (4)	118 (3)	112 (4)	116 (4)
聴 覚 平衡機能	292 (14)	292 (16)	280 (16)	276 (13)	284 (11)	279 (11)
音 声 言 語	21 (0)	23 (0)	28 (0)	29 (1)	29 (1)	29 (1)
内 部	728 (13)	736 (12)	785 (13)	777 (9)	778 (9)	782 (10)
合 計	2,381 (69)	2,385 (71)	2,394 (73)	2,365 (72)	2,342 (71)	2,327 (72)
人口比率 (%)	2.59	2.58	2.58	2.55	2.52	2.51

※各年度4月1日現在

※()内は、18 歳未満の手帳所持者数・内数

(2) 等級別

単位：人

等級	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
1 級	642 (30)	645 (30)	656 (32)	661 (33)	666 (31)	665 (30)
2 級	378 (8)	382 (11)	354 (12)	356 (13)	359 (14)	366 (18)
3 級	503 (18)	476 (19)	503 (18)	483 (17)	472 (13)	466 (11)
4 級	548 (5)	562 (5)	558 (3)	565 (3)	542 (5)	523 (5)
5 級	132 (2)	133 (1)	136 (1)	127 (1)	125 (3)	124 (2)
6 級	178 (6)	187 (7)	187 (7)	173 (5)	178 (5)	183 (6)
合計	2,381 (69)	2,385 (71)	2,394 (73)	2,365 (72)	2,342 (71)	2,327 (72)

※各年度4月1日現在

※()内は、18 歳未満の手帳所持者数・内数

【傾向分析】

身体障害者手帳の所持者数は、減少傾向にあります。障がい別では、18 歳以上の内部障がいの人数は増加していますが、肢体障がいの人数は減少しています。また、等級別では、令和5年度は1、2 級所持者が全体の所持者数の 44.3%を占めており、重度障がい者の割合が最も多くなっています。

2 療育手帳所持者の推移

単位：人

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
A (IQ35 以下)	216 (62)	218 (59)	224 (68)	238 (80)	251 (85)	258 (90)
B (IQ36～50)	164 (43)	176 (51)	187 (57)	186 (55)	195 (59)	201 (59)
C (IQ51～75)	239 (91)	250 (97)	272 (109)	290 (119)	300 (131)	311 (135)
計	619 (196)	644 (207)	683 (234)	714 (274)	746 (275)	770 (284)
人口比率 (%)	0.67	0.70	0.73	0.77	0.80	0.83

※各年度4月1日現在

※()内は、18 歳未満の手帳所持者数・内数

【傾向分析】

療育手帳の所持者数及び人口に占める割合は、両方とも増加傾向にあります。
18 歳未満の療育手帳所持者が年々増加しており、特にC判定の療育手帳所持者が増加しています。

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
1 級	81	80	94	96	108	101
2 級	438	453	472	502	537	540
3 級	184	205	226	241	251	269
計	703	738	792	839	896	910
人口比率 (%)	0.76	0.80	0.85	0.90	0.96	0.98

※各年度4月1日現在

【傾向分析】

精神障害者保健福祉手帳の所持者数及び人口に占める割合は、両方とも増加傾向にあります。他の障がい者手帳所持者の人数と比較すると、人口に占める割合の増加が最も多くなっています。特に3級の手帳所持者が増加しています。

4 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

単位：件

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受 給 者 数	1,226	1,332	1,382	1,564	1,554	1,754
上のうち新規 受 給 者 数	186	205	184	185	266	364
人口比率（％）	1.34	1.44	1.49	1.68	1.68	1.89

※各年度4月1日現在

【傾向分析】

自立支援医療費受給者数及び人口に占める割合は、両方とも増加傾向にあります。特に令和3年度から令和5年度にかけて新規受給者数が大幅に増加しています。

5 難病患者等の推移

単位：人

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
特 定 医 療 費 受 給 者 証 所 持 者	475	489	513	562	546	550
小児慢性特定 疾病医療受給 者 証 所 持 者	85	86	90	110	121	87
計	560	575	603	672	667	637
人口比率（％）	0.61	0.62	0.65	0.72	0.72	0.68

※各年度4月1日現在

【傾向分析】

特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数は、両方とも増加傾向にあります。

6 障害支援区分の推移

※上段は人数(人)、下段は合計に占める割合(%)

支援区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区分1	4 1.6	2 0.8	2 0.8	2 0.8	1 0.4	1 0.4
区分2	33 13.5	26 10.6	34 13.5	30 11.7	38 14.2	42 15.6
区分3	57 23.4	60 24.5	56 22.2	65 25.3	62 23.2	56 20.7
区分4	48 19.7	52 21.2	57 22.6	54 21.0	53 19.9	54 20.0
区分5	49 20.1	50 20.4	45 17.9	47 18.3	49 18.4	50 18.5
区分6	53 21.7	55 22.4	58 23.0	59 23.0	64 24.0	67 24.8
合計	244	245	252	257	267	270

※各年度4月の障害福祉サービス利用者

【傾向分析】

最も障がい度合いが重い支援区分6の人数と合計に占める割合は、両方とも増加傾向にあります。

7 障がい者数の将来予測

※上段は人数(人)、下段は人口に占める割合(%)

区 分	4年度	5年度	8年度	5～8年度 増加率(%)
総 人 口	92,694	92,892	93,811	0.98
障がい者総数	3,984 4.29	4,007 4.31	4,108 4.38	2.52
身体障がい者	2,342 2.52	2,327 2.51	2,326 2.48	▲ 0.04
知的障がい者	746 0.80	770 0.83	816 0.87	5.97
精神障がい者	896 0.96	910 0.98	966 1.03	6.15

※令和8年度はコーホート要因法による人口推計値

第3章 地域生活に向けた取組【障がい福祉計画分】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい福祉施設入所者が一般住宅やグループホームなど地域での生活に移行していくことを進める観点から、第6期計画では令和元年度末の障がい福祉施設入所者数に対して、令和5年度末までに障がい福祉施設入所者数の削減目標値を1人（1.6%）、地域移行する者の目標値を3人（15%）としていました。令和4年9月末時点の実績は、障がい福祉施設入所者の削減数は0人、地域移行者数は2人（10%）でした。

本市には入所施設がないため入所している障がい者の割合は少なく、施設入所支援が真に必要な重度障がい者が利用をしている傾向があり、地域移行が進みにくい現状があります。また近年ではリハビリテーションを目的に1年程度の短期間で施設入所をする障がい者も増えています。

第7期計画では、国の指針に基づき、令和4年度末の障がい福祉施設入所者数に対して令和8年度末における地域移行する者の目標値を3人（11%）とし、削減目標値を2人（6.6%）とします。

【実績と目標】

【国の指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減すること。

※単位：人

項 目	実 績 (令和4年度末 時点)	目 標 (令和8年度 末時点)	備 考
施設入所者数	20 (A)	18 (B)	令和5年度末時点の施設入所者数の見込み：19人 (B)：令和8年度末の利用見込み
地域移行見込者数	2 (10%)	3 (11%)	施設入所から一般住宅、グループホーム等へ移行する者の数
削減見込数 (目標値＝(A)－(B))	0	2 (6.6%)	差引削減見込数

※地域移行見込者数は第6期計画で未達成分（5%）、削減見込数は第6期計画で未達成分（1.6%）を含んだ割合で目標値を設定

【今後の取組】

- 施設入所を希望する場合は、真に必要なサービスであるか本人及び家族、関係者を含めて協議をします。
- 施設入所している障がい者に対して、特定相談支援事業所や入所施設と連携して地域移行の希望を確認し、地域移行の希望がある場合は地域移行支援や共同生活援助の体験利用等のサービス支給により支援します。
- 重度障がい者の地域移行に向けて、専門的支援が行える人材の確保・養成に努めるとともに、緊急時等の対応に備えて地域生活支援拠点の機能の充実や登録事業所の増加を図ります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がいを含む全ての障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、自立支援協議会ちいきづくり部会にて保健・医療及び福祉関係者で協議をしています。令和3年度には地域の現状や課題について、令和4年度から課題解決に向けた取組について協議をしています。

市内外におけるグループホームの増加に伴い、精神障がい者のグループホームへの入居者数が増加傾向にあります。一人暮らしを希望する場合の住まいの問題が自立支援協議会でも課題として挙げられています。地域において障がい理解を進めていくために、保健・医療及び福祉関係者と地域住民が連携して取り組むことが必要です。

退院支援については、共同生活援助の体験利用等のサービス支給により、早期退院に向けて支援をしています。精神科病院における長期入院者について、地域生活への移行に向けて自立支援協議会等において協議を行うとともに、「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」を国の指針に基づいて設定し、地域における基盤整備量を目安に必要なサービス量の確保に向けて検討をします。

【目 標】

○保健・医療及び福祉関係者による協議の場

【国の指針】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定すること。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定すること。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定すること。

項 目	目 標
開催回数	年 4 回
参加者数	保健関係者、医療関係者（精神科病院、精神科病院以外）、福祉関係者、介護関係者、当事者又は家族 各 1 人
目標設定及び評価の実施回数	年 1 回

○地域住民に対する理解の取組

項 目	目 標
各自治会や地区福祉委員会等での研修会等の実施数	年 2 か所

○長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

項 目	人 数
入院期間が 1 年以上の入院患者数（令和 4 年 6 月末時点）	43 人
地域移行に伴う基盤整備量（令和 8 年度末）	1 人

※入院患者数は、令和 5 年度 630 調査（精神保健福祉資料）から算出

※基盤整備量（利用者数）は、国が指定する推定式により算出

○精神障がい者の利用者数の見込み

【国の指針】

○精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数を設定すること。

サービス名	単 位	実 績			見込み		
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
地域移行支援	人／月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1	2	2	2
共同生活援助	人／月	12	15	20	23	26	29
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人／月	8	5	7	7	7	7

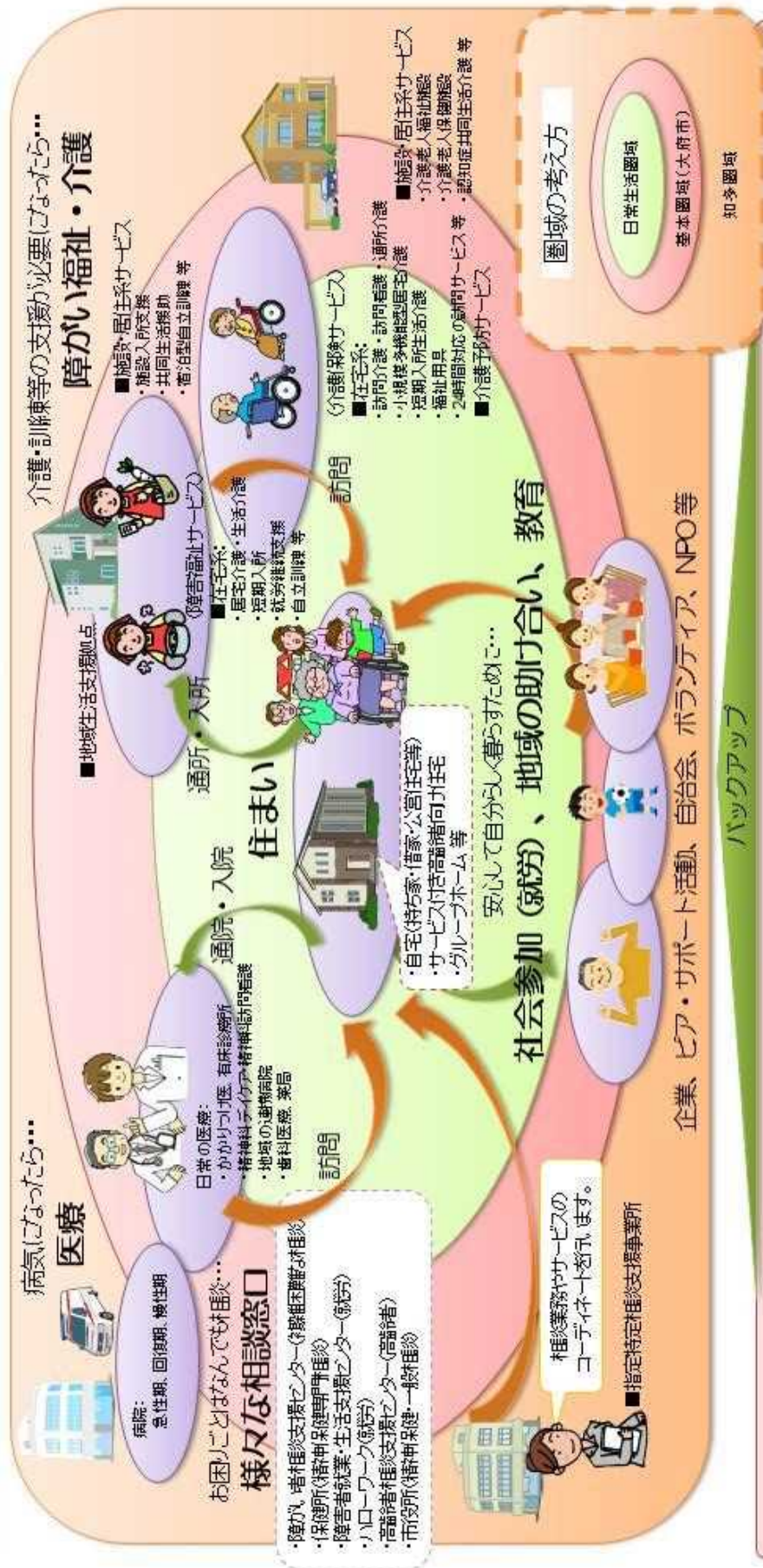
※各年度は 1 か月あたりの平均値、令和 5 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人／月は、実利用人数

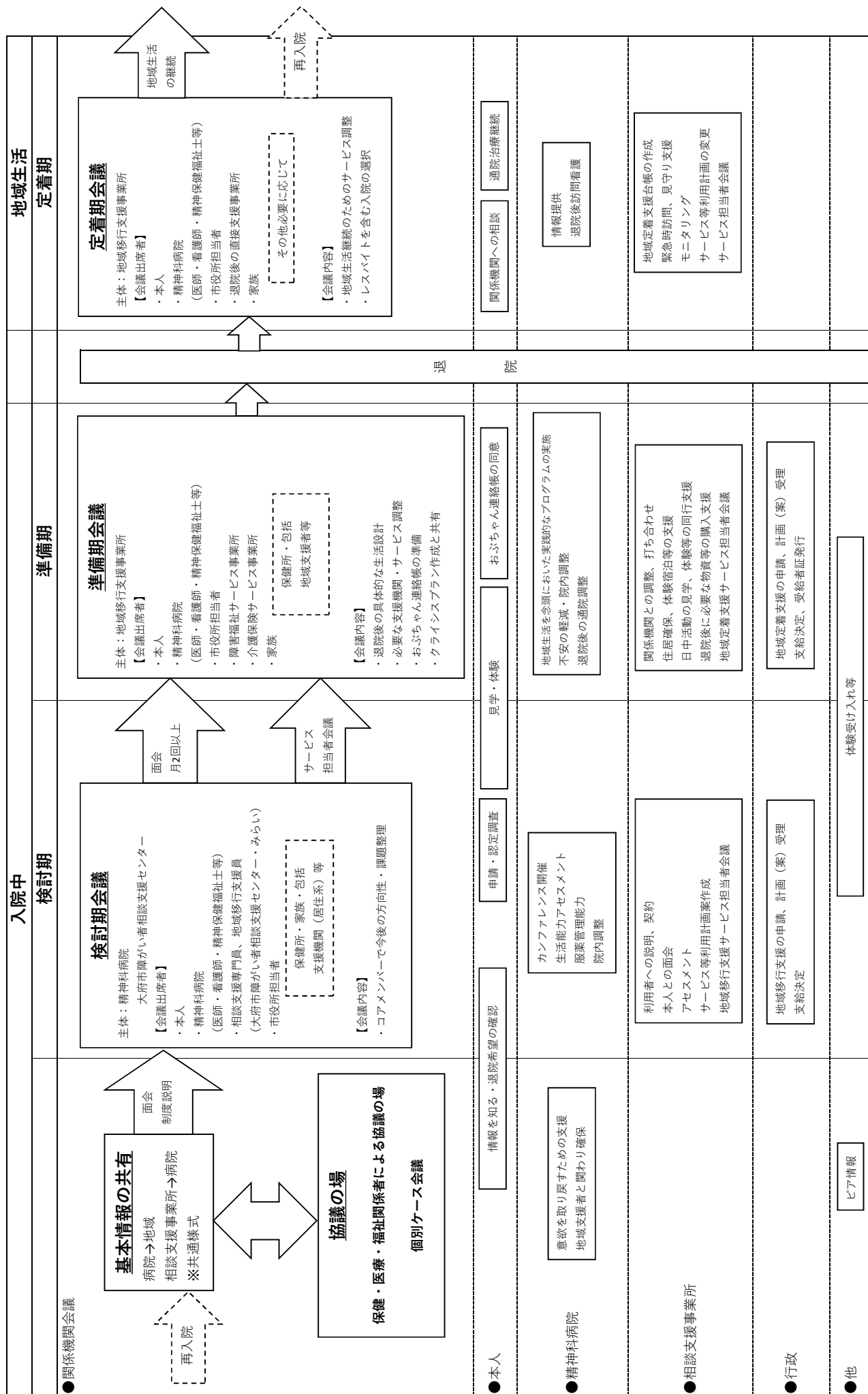
【今後の取組】

- 自立支援協議会において、保健・医療及び福祉関係者で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・充実に向けて協議を行います。
- 精神科病院からの早期退院や長期入院者の地域生活への移行に向けて、地域移行支援や共同生活援助の体験利用等のサービス支給により支援をするとともに、令和2年度に自立支援協議会で作成した地域移行フローチャート（14 ページ参照）を用いて関係者で連携して支援します。
- 精神障がい者の地域生活の継続を支援するため、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、地域定着支援等のサービス支給やNPO、ボランティア等のインフォーマルサービス※及び地域活動支援センターの活用に向けた協議を行います。
※『インフォーマルサービス』…法律や制度に基づかない形で提供されるサービス。
- 自治区等の住民組織や大府市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）等と連携して、障がい理解を進めるための取組を行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



大府市地域移行推進体制の構築（地域移行フローチャート）



3 地域生活支援の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点の機能の充実が求められています。

本市では、平成 29 年度に緊急時の受入れ場所等を確保する居室確保事業を事業化し、面的整備による体制を整備しました。令和 2 年度から専門的人材の確保・養成のために喀痰吸引 3 号研修受講者に対して受講費補助を行っています。地域生活支援拠点の現状や課題について自立支援協議会くらし部会にて協議し、令和 4 年度には緊急時対応の仕組み（緊急コア会議）（17、18 ページ参照）を構築しました。また、令和 5 年度から地域生活支援拠点の機能の充実を図るため事業所登録制度を開始しています。

強度行動障がい者や重症心身障がい者等の重度障がい者の日中や夜間のくらしの場が不足していることが、大府市手をつなぐ育成会（以下「育成会」という。）で実施したアンケートや自立支援協議会で課題として挙げられています。地域で生活する障がい者等が引き続き住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、自立支援協議会等で課題解決に向けた協議や取組が必要です。

【地域生活支援拠点の機能と取組状況】

機 能	具体的な内容	市の取組
①相談	計画相談、地域定着支援の実施、コーディネーターの設置	・ 24 時間 365 日の相談体制 ・ 緊急時に相談が必要となる障がい者の把握・共有
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の宿泊事業の実施	・ 短期入所事業所との連携、居室確保事業の実施
③体験の機会・場	入所者や入院患者を対象とした一人暮らし体験の実施	・ 地域相談支援事業所による地域移行支援の実施 ・ 共同生活援助等の体験利用のサービス支給
④専門的人材の確保・養成	研修の実施	・ 専門研修の受講費補助
⑤地域の体制づくり	地域課題の抽出、相談業務や支援体制のコーディネート	・ 自立支援協議会での課題共有や事業所間の連携、研修会等の実施

【地域生活支援拠点に関する目標】

【国の指針】

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証と検討を行う。
- 強度行動障がい者を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

項 目	目 標
地域生活支援拠点の設置箇所数	面的整備による1か所 設置済み
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	事業所登録制度の充実
運用状況の検証及び実施回数	年1回
コーディネーターの配置人数	1人
強度行動障がい者の支援ニーズ把握と支援体制整備	体制整備の充実

【居室確保事業の実績と見込み】

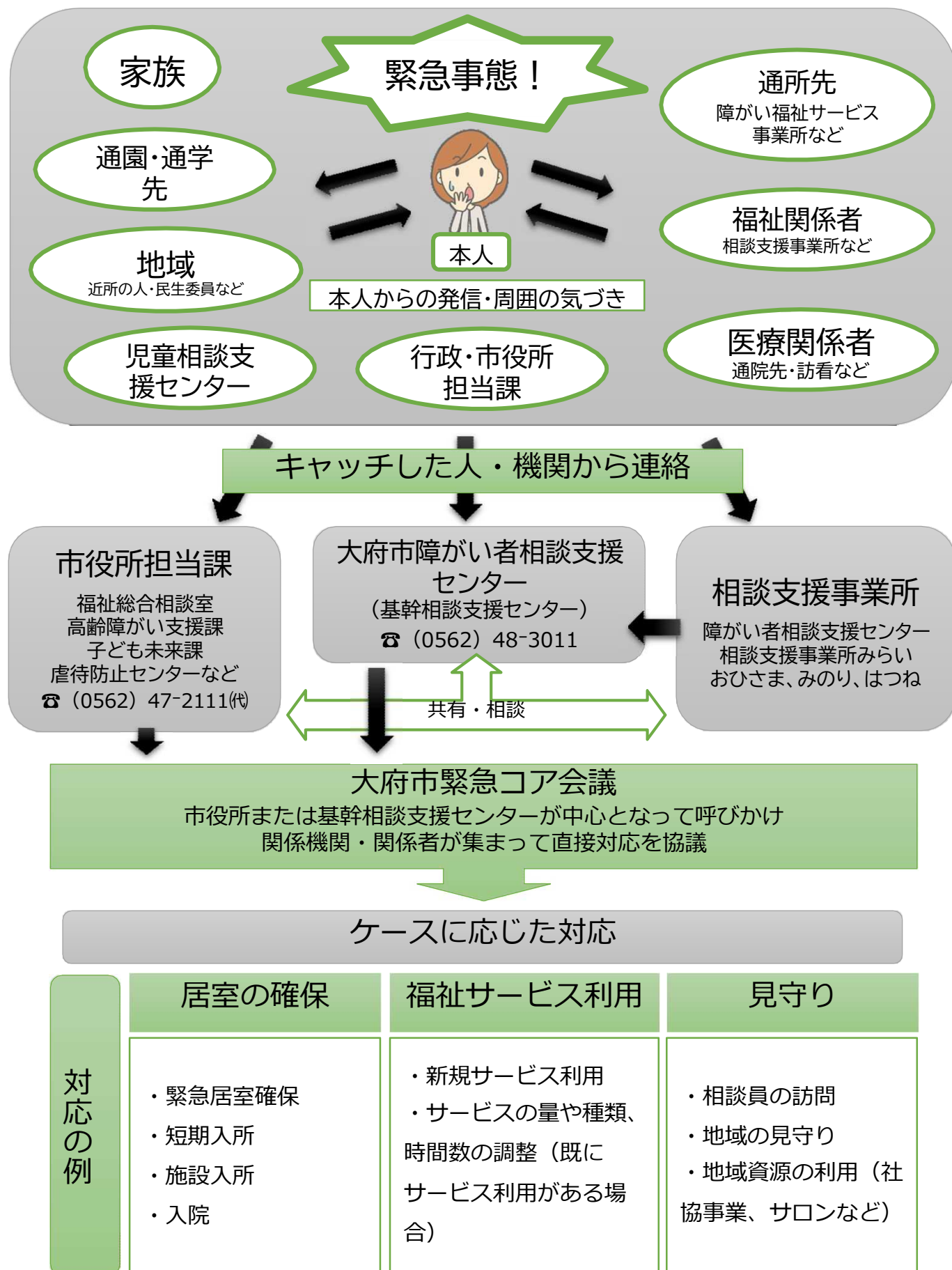
項 目	実 績			見込み
	3年度	4年度	5年度	8年度
利用者数	3人	0人	1人	8人
延べ利用泊数	11泊	0泊	1泊	24泊
登録事業所数	3か所	3か所	3か所	6か所

※令和5年度は9月時点の実績

【今後の取組】

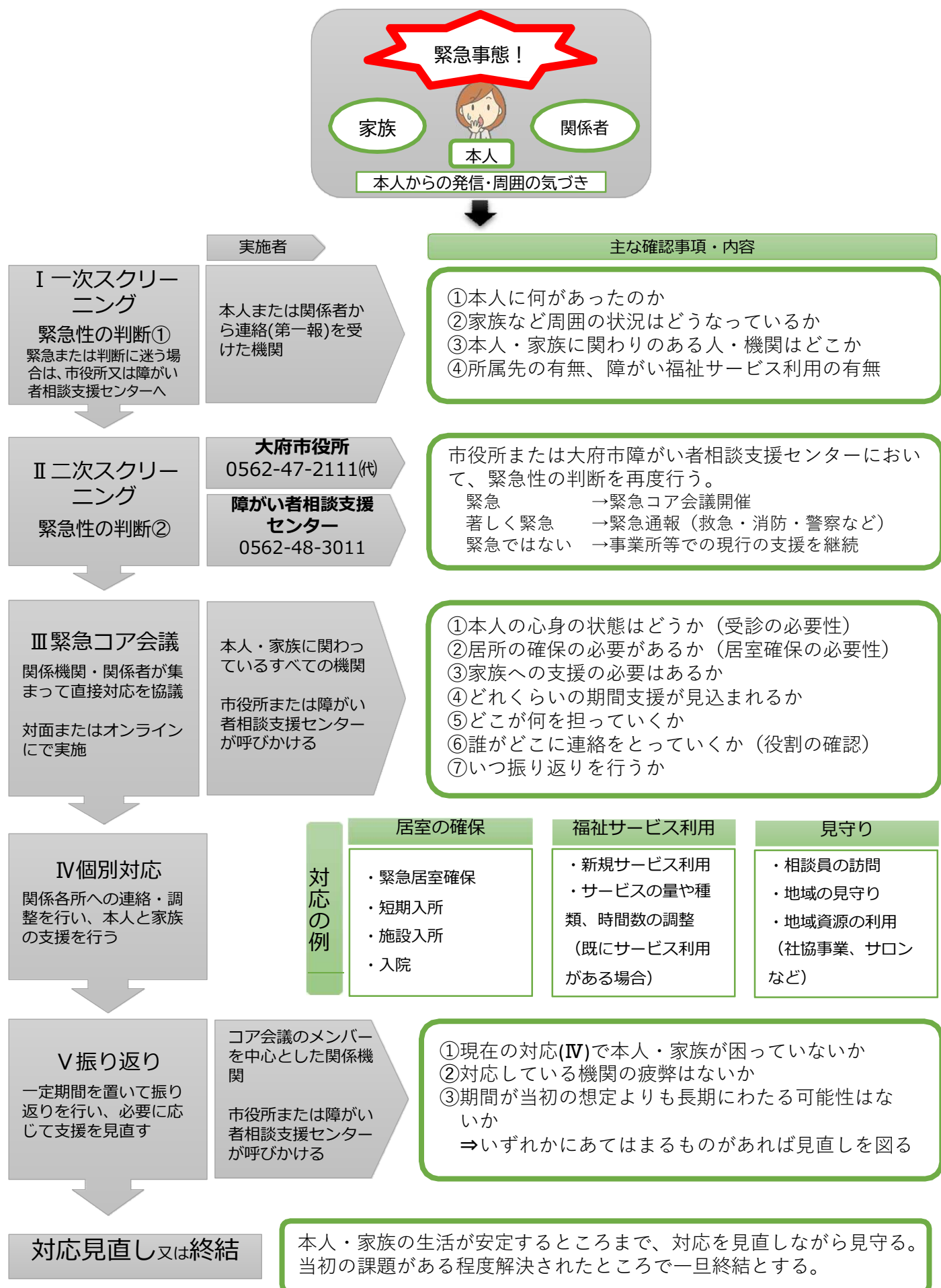
- 地域生活支援拠点の機能の検証及び充実を図るため、自立支援協議会で年1回協議を行います。
- 地域生活支援拠点の機能の充実に向けて、コーディネーターの配置を検討するとともに、地域生活支援拠点登録事業所及び短期入所、居室確保事業の実施事業所の増加を図ります。
- ヘルパーや専門的支援ができる人材の確保・養成に向けて、自立支援協議会等で人材の確保・養成のための取組を行います。
- 強度行動障がい者や重症心身障がい者等の重度障がい者の支援ニーズを把握し、くらしの場等の課題について自立支援協議会等で協議を行います。

障がいのある人のための緊急時対応フロー図



◇このフロー図は、主に、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病の方を対象としています。
 ◇裏面に、医療機関や緊急時連絡先の記入欄があります。（おおぶ・あったか あんしんヘルプカード）

障がいのある人のための緊急時対応フロー図（詳細）



第4章 障がい者の就労【障がい福祉計画分】

1 福祉施設から一般就労への移行等

障がい福祉施設から一般就労への移行について、第6期計画で設定した目標値（14人・令和5年度末時点）について、令和3年度、令和4年度は目標を達成し、令和5年度についても達成する見込みです。

本市では、令和4年度に自立支援協議会が、障がい福祉施設からの一般就労を目指すために、企業と障がい福祉施設の相互の見学会を開催しました。企業の担当者が障がい福祉施設での支援の現場を、障がい福祉施設の職員が企業の現場を見学することで、障がいの理解と就労に必要な支援内容など、企業と障がい福祉施設双方にとっての学びと、関係性の構築の機会となりました。令和5年度以降は、大府市障がい者雇用事業所連絡協議会（以下「雇用事業所連絡協議会」という。）が見学会を開催し、引き続き企業と障がい福祉施設の連携を強めることで、障がい福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、令和5年度の自立支援協議会では、障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるための仕組みづくりについて協議を行っています。

また、就労継続支援事業から一般就労への移行者数の増加に向けて、本人の意向等を確認しながら、一般就労へ移行を図るとともに、自立支援協議会等と連携して事業所への働きかけや就労移行に向けた取組を行っていくことも必要です。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業については、現在実施している事業所が市内に1か所（就職トレーニングセンター）あり、一般就労への移行割合及び就労定着率はともに高くなっています。今後も、一般就労への移行割合及び就労定着率を維持するとともに、実施事業所の増加に取り組むことが必要です。

【実績と目標】

○障がい福祉施設から一般就労への移行者数

【国の指針】

- 令和8年度中に一般就労に移行する者の人数は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする。
- サービスごとの令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
 - ・就労移行支援事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.31倍以上を基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。

単位：人

項 目	実 績			目 標 (令和8年度末)	
	3年度	4年度	5年度		
就労移行支援事業からの移行者数	14	14	5	19	令和3年度実績の 1.36倍
就労継続支援A型事業からの移行者数	4	3	2	6	令和3年度実績の 1.5倍
就労継続支援B型事業からの移行者数	2	1	0	3	令和3年度実績の 1.5倍
合 計	20	18	7	28	令和3年度実績の 1.4倍

※令和5年度は、4月から9月の実績

○就労移行支援事業所の割合

【国の指針】
○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】

項 目	実 績			目 標
	3年度	4年度	5年度	8年度
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	10割	10割	10割	10割

※令和5年度は、4月から9月の実績

○就労定着支援事業の利用者数及び事業所の割合

【国の指針】
○就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
○就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

利用者数の単位：人

項 目	実 績			目 標
	3年度	4年度	5年度	8年度
就労定着率が7割以上の市内事業所の割合	10割	10割	10割	10割
就労定着支援事業の利用者数	9	12	16	18

※令和5年度は、4月から9月の実績

※就労定着率・・・過去6年間において、就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

【今後の取組】

- 一般就労する障がい者数の増加を図るため、特定相談支援事業所と連携し、就労移行支援事業の周知を図ります。また、非課税世帯に属する障がい者等に対して、更生訓練費をサービス支給し、継続して就労訓練を行えるよう支援します。
- 特定相談支援事業と連携し、サービス等利用計画の作成時やモニタリング時等に、障がい者に対して一般就労への移行希望等を確認し、障害者就業・生活支援センター等と連携し一般就労へ移行できるよう取り組みます。
- 就労継続支援事業を利用している障がい者の一般就労への移行を図るため、自立支援協議会等と連携して事業所への働きかけを行うとともに、一般就労に向けた仕組みづくりについて検討します。
- 就労定着支援事業の利用者の増加を図るため、特定相談支援事業所と連携し、障がい福祉施設から一般就労に移行した障がい者に対して制度の周知を図ります。

2 障がい者雇用の促進

本市では、平成 21 年に雇用事業所連絡協議会を設立し、加入事業所間での情報共有や勉強会等の開催を通して障がい者雇用に関する知識の向上を図ってきました。加入事業所数は、令和 5 年 9 月末時点において 57 事業所となっており、令和 2 年度から 9 事業所増加しています。

雇用事業所連絡協議会では、令和 3 年度から雇用事業所連絡協議会に加入する事業所にて長年勤務をされている障がい者を表彰する『優良勤労障がい者表彰制度』を開始し、令和 4 年度には『おおぶ障がい者雇用スタートアップセミナー』の開催や『企業×福祉施設見学』の実施等、自立支援協議会と連携して障がい者雇用に向けた取組も行っています。

また、基幹相談支援センターでは、一般就労をしている障がい者等が就労を継続していくための取組として、休日の居場所や当事者同士の交流の場となる当事者交流事業を実施する予定です。

【今後の取組】

- 雇用事業所連絡協議会の加入事業所の増加を図り、障がい者雇用に関する制度や知識の向上を図るとともに、自立支援協議会と連携して障がい者雇用に向けた取組を行います。
- 特定相談支援事業所、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターと連携し、就労を希望する障がい者に対して一般就労や雇用支援策等の周知を図ります。
- 障害福祉サービスを利用して一般就労した障がい者や雇用した一般事業所等に対して、特定相談支援事業所や就労移行支援事業所等を通じて就労定着支援事業の周知を図ります。
- 働く障がい者等が一般就労等を継続できるよう、基幹相談支援センター等の取組により当事者同士が交流する場や機会を提供します。

3 農福連携や環福連携など他分野と連携した取組の促進

本市では、第6次大府市総合計画において、農業と連携することで、障がい者等が農業分野にも活躍の場を広げる取組を促進しています。

第6期計画でも農福連携の取組を推進し、農福実践講座等を通して農業者とのマッチングを行った結果、複数の障害福祉サービス事業所において施設外就労等の就労につながっています。また、大府産のぶどうを使ったワインボトルにパラアートデザインを採用する等、就労分野以外にも広がりを見せています。

今後も、農業分野に加えて環境分野との連携（環福連携）等の様々な分野と連携し、障がい者等に就労や社会参加の機会を提供します。

【今後の取組】

- 障がい福祉施設や特別支援学校と農業者との連携を図り、障がい福祉施設の施設外就労等にて農業分野での障がい者等の就労の機会を提供します。
- 障害福祉サービス事業所に対して、農福連携や環福連携等の他分野との連携に関する取組や研修会等の情報提供を行います。

4 障がい福祉施設の工賃向上

本市では、平成25年に施行された障害者優先調達推進法に基づいて、市内の障がい福祉施設に物品の購入や役務を依頼することで、障がい福祉施設の工賃向上に向けた取組を行っています。

更なる工賃の向上を図るため、引き続き市において優先調達を推進するとともに、農福連携や環福連携等の他分野との取組や施設外就労先の確保・拡充に向けた継続的な取組が必要です。

【今後の取組】

- 市が定める調達方針に基づき官公需（公共調達）の更なる拡大を図ります。
- 農福連携をはじめとする他分野との連携や雇用事業所連絡協議会等のネットワークを活用し障害福祉サービス事業所における施設外就労先の拡充や作業内容の提供等で工賃向上を図ります。

第5章 障がい者の支援体制の充実に向けた取組【障がい福祉計画分】

1 相談支援体制の充実・強化等

本市では、平成25年度から大府市障がい者相談支援センター（以下「障がい者相談支援センター」という。）を基幹相談支援センターとして位置付け、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に加えて、特別支援事業として障がい児に対する相談支援の実施や困難事例への対応等、障がい者等に対する総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、令和3年度から市に福祉総合相談室を設置し、ひきこもりやニート、8050問題など複合的な問題に関する相談に対して、市内の相談支援事業所等と連携して重層的な支援体制の構築を図っています。福祉総合相談室によるひきこもり相談や生活困窮等の相談の充実に伴い、障がいに関する相談の増加が見込まれます。

自立支援協議会では、計画相談支援事業所連絡協議会を年4回程度開催し、課題の共有や情報交換、制度の勉強会等を実施しています。また、基幹相談支援センターにおいて、毎月事例検討会を実施する等、基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員の質を高めるための取組を実施しています。

本市では、増加傾向にある計画相談支援及び障害児相談支援の利用者への対応や相談支援の質の確保に向けて自立支援協議会で相談支援体制について協議し、令和3年度から市内の社会福祉法人に配置されている相談支援専門員が1か所に集結して計画相談支援を行う体制をとっています。しかし、相談支援専門員の確保や養成等の課題も多く、相談支援専門員によるサービス等利用計画の新規作成が困難な状態となっています。

今後も増加が見込まれる相談に対応するため、持続可能な相談支援体制の再構築が必要となっています。

【目 標】

○基幹相談支援センターによる地域相談支援体制の強化

【国の指針】

- 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定すること。
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定すること。
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定すること。

項 目	目 標
基幹相談支援センターの設置の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年4回
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	年4回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	年12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

○自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【国の指針】

- 自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定すること。【新規】

項 目	目 標
自立支援協議会における相談支援事業所による事例検討実施回数	年5回
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加者数・機関数	14人・10事業所
自立支援協議会の専門部会の設置数・実施回数	4部会・年4回

【今後の取組】

- 市と基幹相談支援センターの連携を強化するとともに、基幹相談支援センターにて引き続き障がい種別によらない総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 市福祉総合相談室と基幹相談支援センターが連携し、包括的な相談支援を実施します。
- 計画相談支援事業所連絡会における情報共有や勉強会の実施、また基幹相談支援センターによる事例検討や計画作成に係る専門的な指導や助言を通して相談支援専門員の資質向上を図ります。
- 基幹相談支援センター等が中心になって個別事例の検討を通じて地域課題を抽出し、自立支援協議会において地域課題の解決に向けた協議を行います。
- 計画相談支援・障害児相談支援を含めた相談支援体制や相談支援専門員の確保・養成等の市全体の相談支援の課題について、自立支援協議会等において継続的に状況確認や協議を行います。

2 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が施行され、令和 5 年 9 月現在、市内には障害福祉サービス事業所が 69 サービス 40 事業所、障害児通所支援事業所が 37 サービス 22 事業所あります。障害福祉サービス事業所等の増加やサービスの多様化により、市及び事業者それぞれにサービスの質の向上や不正請求を防止するための取組が求められています。また、本市では計画相談支援等の提供体制の確保が課題となっており、障害福祉サービス等の利用者が増加していく中、本人の適性や希望にあったサービス支給に向けて相談支援体制の再構築が必要となっています。

本市では、令和 3 年度から障害福祉サービス事業所の指定及び監査事務の権限を県から移譲し、県内で唯一、一般市で障害福祉サービス事業所の指定及び監査事務を行っています。市内事業所に対して 3 年に 1 度の実地指導を行う等、事務の移譲によりきめ細かな指導や助言が行うことができます。

また、令和 5 年度から障害児通所支援事業所の指定及び監査権限を県から移譲し、障がい児も含めた質の高いサービス提供体制の確保や不正請求の防止に努めています。

【目 標】

【国の指針】

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定すること。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及び実施回数を見込みを設定すること。

項 目	目 標
県主催の研修への市職員の参加人数	年 2 人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との情報共有の体制の有無及び実施回数	有・年 1 回

【今後の取組】

- 県主催の障がい福祉分野に関する研修会等へ市職員が参加することで、専門的知識の向上に努めるとともに、障害福祉サービスの提供状況等を分析し適切にサービス支給が行えるよう努めます。
- 県との指導監査内容の情報共有や障害福祉サービス事業所への実地指導や集団指導等を通して、請求誤りや不正請求を防止し法令順守の徹底を図ります。
- 質の高いサービス提供体制を維持するため、相談支援体制の再構築を図るとともに、自立支援協議会が主催する研修会等を活用して人材育成・確保に向けた取組を実施します。
- 自立支援協議会において、地域に不足する社会資源の創出や地域の課題解決に向けた協議を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

第6章 障害福祉サービス等の見込み【障がい福祉計画分】

1 障害福祉サービス等

利用の対象者は、障がい者又は難病患者等の支援を要する人で、各障害福祉サービス等は、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

【訪問系サービス】

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅で障がい者等に入浴や排泄、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がい者等のうち、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
同 行 援 護	視覚障がいや移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）や外出支援をします。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいがある人に、外出時における移動、排泄、食事等の援助をします。

【日中活動系サービス】

サービス名	内 容
生 活 介 護	常に介護が必要な障がい者等に、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動等の機会を提供します。
自 立 訓 練 《機能訓練》	身体障がい者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自 立 訓 練 《生活訓練》	知的障がいや精神障がいがある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する障がい者等に、一定の期間、就職のための生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	企業等での就労が困難な障がい者等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	企業等での就労が困難な障がい者等に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問や障がい者等との面接で、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、就職先や働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合ったより良い選択のための支援をします。

【居住系サービス】

サービス名	内 容
共同生活援助 《グループホーム》	障がい者等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介助、その他の日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活を支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由で介護を行うことができない場合に、障がい者等に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介助を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者等で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

【相談支援】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地域移行支援	入所施設に入所している障がい者等、又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行等を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者等であって、地域生活を継続していくために常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人について、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等を行います。
自立生活援助	一人暮らしの知的障がい者や精神障がい者の自宅を定期的に巡回訪問し、又は電話等の相談に随時対応することで日常生活における必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護）

【現状及び今後の動向】

居宅介護の利用者数は減少傾向にありますが、一人当たりの利用時間は増加しています。障がいの重度化や介護者の高齢化等により、今後も訪問系サービスの利用者数や利用時間の増加が見込まれるため、ヘルパー等のサービスの担い手を確保することが必要です。また、重度障がい者の地域での暮らしを支えるため、喀痰吸引等の医療的ケアや強度行動障がいの方に行動援護等を行える専門的人材の確保・養成も必要です。

自立支援協議会くらし部会では、福祉人材の不足について課題解決に向けた協議を行っています。今後、人材確保と養成のための実効性のある取組が必要です。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居 宅 介 護	人／月	86	86	84	86	88	90
R2(10)→R5(10)	時間／月	1,295	1,317	1,630	1,634	1,672	1,710
重 度 訪 問 介 護	人／月	7	7	6	7	8	9
R2(10)→R5(10)	時間／月	453	496	426	490	560	630
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	人／月	0	0	0	0	0	0
R2(0)→R5(0)	時間／月	0	0	0	0	0	0
同 行 援 護	人／月	6	6	6	7	8	9
R2(6)→R5(4)	時間／月	48	51	46	63	72	81
行 動 援 護	人／月	12	12	13	15	17	19
R2(4)→R5(4)	時間／月	141	139	135	180	204	228

※（ ）内は、令和2年及び令和5年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

【今後の取組】

○サービスの担い手となる福祉人材の確保・養成に向けて、自立支援協議会で協議を行うとともに実効性のある取組を実施します。

○各種研修会への参加促進や受講費補助等により、医療的ケアや行動援護が実施できる専門的人材の確保・養成に努めます。

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練）

【現状及び今後の動向】

生活介護事業所は市内に8か所あり、全国的にも珍しい強度行動障がいの支援に強みがある生活介護事業所（たくと大府）もあります。特別支援学校卒業生の

新規利用や他の日中活動系サービスからの移行等により、今後も利用者の増加が見込まれるため将来的に不足することが予測されます。また、重度障がい者や医療的ケア等の専門性の高い支援が必要な障がい者の日中の通所先の確保や共働き家庭の増加、介護者の高齢化等による生活介護等のサービス終了後の夕方の時間の過ごし方も課題となっています。

自立訓練（生活訓練）事業所は市内に2か所あり、疾病等で社会性が乏しい障がい者が主に通所しており、社会参加の第一歩としての役割を担っています。最近では、宿泊型自立訓練や復職支援（リワーク）を希望し、市外事業所を利用する障がい者も増えています。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護 R2(8)→R5(8)	人/月	154	159	158	164	169	174
	人日/月	2,994	3,010	3,102	3,198	3,296	3,393
自立訓練 《機能訓練》 R2(1)→R5(1)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	7	5	25	20	20	20
自立訓練 《生活訓練》 R2(2)→R5(2)	人/月	9	7	11	10	10	10
	人日/月	116	98	154	120	120	120

※（ ）内は、令和2年及び令和5年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【今後の取組】

- 特別支援学校卒業生の新規利用に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって情報交換会を開催し、特別支援学校と障害福祉サービス事業所で情報共有を行います。
- 障害福祉サービス事業所合同説明会の開催等で、本人の障がい特性や希望に合わせて事業所やサービス種別を選択できるよう支援します。
- 重度障がい者や医療的ケアが必要な障がい者の日中の通所先について、当事者家族等からの聞き取りやアンケート等でニーズ把握を行うとともに、確保に向けた検討を行います。

(3) 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援）

【現状及び今後の動向】

市内の就労移行支援事業所と就労継続支援A型事業所は、令和2年度から各1か所に減少し、就労継続支援B型事業所は、3か所増加しています。就労継続支

援A型事業の利用者は増加していますが、半数以上が市外事業所の利用となっています。就労継続支援B型事業の利用者は年々増加をしており、特別支援学校卒業生の新規利用等により今後も増加していくことが見込まれます。

就労定着支援事業の利用者は増加していますが、利用割合は5割に満たない状況のため、障がい福祉施設から一般就労をした障がい者に対して制度の更なる周知が必要です。

本市では、令和4年度から特別支援学校在校生等を対象に障害福祉サービス事業所合同説明会を開催し、特別支援学校等の生徒や保護者が障害福祉サービスの種別や事業所を知る機会を設けています。今後も障がい者等がサービス種別や事業所を適切に選択できる取組を継続的に行っていく必要があります。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労移行支援 R2(2)→R5(1)	人/月	17	15	15	16	18	20
	人日/月	258	227	224	240	270	300
就労継続支援A型 R2(2)→R5(1)	人/月	42	47	50	51	52	53
	人日/月	795	861	896	928	946	964
就労継続支援B型 R2(9)→R5(12)	人/月	124	128	144	150	160	170
	人日/月	2,191	2,224	2,539	2,625	2,800	2,975
就労定着支援 R2(1)→R5(1)	人/月	9	12	16	18	19	20
就労選択支援 【新サービス】	人/月	—	—	—	—	5	7
	人日/月	—	—	—	—	100	140

※()内は、令和2年及び令和5年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【今後の取組】

- 障害福祉サービス事業所合同説明会の開催や就労選択支援事業の活用等により、障がい者本人の希望や障がい特性、就労能力等に応じたサービス種別や事業所を選択できるよう取り組みます。
- 障がい福祉施設を利用して一般就労をした障がい者に対して、特定相談支援事業所等と連携して、就労定着支援事業の周知を図ります。

(4) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）

【現状及び今後の動向】

共同生活援助を行う市内のグループホームは、令和2年4月から4か所増加し21か所となっています。市内外のグループホームの増加により、共同生活援助の利用者数は増加していますが、強度行動障がいや重度の身体障がいのある障がい者が入居できるグループホームは少ない状況が続いています。

短期入所については、市内に福祉型短期入所が少ないため、市外の事業所を利用することが多くなっています。育成会が実施したアンケート等でも緊急時や介護者の休息目的の短期入所の利用ニーズは高くなっています。

自立支援協議会では、共同生活援助や短期入所等の重度障がい者の方のくらしの場の不足が課題として挙げられています。今後、介護者の高齢化等により必要性が高まるため、課題解決に向けた取組が必要です。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 《グループホーム》 R2(17)→R5(21)	人／月	78	87	92	96	101	106
	人日／月	2,017	2,279	2,438	2,592	2,728	2,800
施設入所支援 R2(0)→R5(0)	人／月	22	21	21	20	19	18
	人日／月	649	619	606	590	561	531
短期入所 《福祉型》 R2(1)→R5(1)	人／月	7	7	11	12	14	16
	人日／月	30	27	64	48	56	64
短期入所 《医療型》 R2(1)→R5(1)	人／月	6	6	5	7	8	9
	人日／月	47	31	33	42	48	54
療養介護 R2(0)→R5(0)	人／月	4	5	5	6	6	6
	人日／月	126	153	153	180	180	180

※（ ）内は、令和2年及び令和5年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

【今後の取組】

- 相談支援事業所等と連携し利用可能な短期入所事業所の情報提供を行います。
- 共同生活援助や短期入所等の重度障がい者のくらしの場について、当事者家族等からの聞き取りやアンケート等でニーズ把握を行うとともに確保に向けた検討を行います。

(5) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）

【現状及び今後の動向】

障害福祉サービスの多様化や障害福祉サービス事業所の増加により、本人の障がい特性や希望に応じた適切なサービス提供を受けるために計画相談支援の重要性が増しています。

市内には計画相談支援を行う特定相談支援事業所が2か所あり、各事業所では

複数の相談員を配置することで質の高い計画相談支援が実施されています。しかし、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、市内特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が困難な状況があり、早急に相談支援専門員の確保・養成等の相談支援体制の再構築が必要となっています。

地域移行支援事業及び地域定着支援事業を行う一般相談支援事業所は、市内に2か所ありますが、利用者が少ない状況が続いており、利用を希望する障がい者等にサービス提供ができるよう精神科病院等の関係機関との連携や周知が必要です。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援 R2(4)→R5(2)	人/月	116	119	123	126	130	134
	実人数/年	412	442	436	455	470	485
セルフプラン	実人数/年	24	24	46	35	30	25
地域移行支援 R2(2)→R5(2)	人/月	0	1	1	2	2	2
地域定着支援 R2(2)→R5(2)	人/月	1	1	1	2	2	2
自立生活援助 R2(0)→R5(0)	人/月	0	0	0	2	2	2

※()内は、令和2年及び令和5年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの実績値

※人/月は、実利用人数

※計画相談支援、セルフプランの実人数/年は、各年度末の実人数

【今後の取組】

- 自立支援協議会において相談支援体制の再構築に向けた協議を行い、計画相談支援の利用を希望する障がい者等にサービス提供ができるよう取り組みます。
- 基幹相談支援センターによる事例検討会や計画相談支援連絡会での情報共有や勉強会の実施により、計画相談支援の質を確保するための取組を行います。
- 精神科病院や入所施設から地域移行を希望する障がい者が入院、入所している施設の関係者に、地域移行支援、地域定着支援の周知を行い、地域移行フローチャート（14ページ参照）を活用しながら地域移行支援、地域定着支援を行います。

第7章 地域生活支援事業【障がい福祉計画分】

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟な事業形態で、創意工夫を凝らして実施することが望ましい事業として位置付けられています。

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を推進します。

【必須事業】

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる障壁をなくすため、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解促進を目的とした研修やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

【現状及び今後の方向性】

本市では、大府市福祉・健康フェア、パラアートおおぶ等のイベントの開催や手話紹介パンフレット、コミュニケーション支援の周知冊子の作成と配布、ヘルプマークの配布等により障がいの理解に対する取組を行っています。また、令和4年度からは、『まちなかパラアート』として、企業や店舗等に障がい者アートを展示する取組を行っています。

今後も、コミュニケーション施策に関する冊子等の配布、パラアートおおぶの開催や市民向けの各種イベント等の機会を活用して、市民に対する障がい理解のための取組を行います。

【実績と見込み】

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う行動を支援するものです。

【現状及び今後の方向性】

本市では、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所の提供や情報交換等を実施することで活動を支援していくとともに、同じ悩みを持つ当事者同士のつながりを広げていくために当事者団体の活動を支援しています。今後も障がい者への当事者団体の周知や会員拡大に向けた支援を行います。

【実績と見込み】

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

本市では、大府市ふれ愛サポートセンター「スピカ」（以下「スピカ」という。）内に障がい者相談支援センターを設置し、障がい児者やその家族の相談を行っています。また、基幹相談支援センターとして、地域の特定相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、困難事例等の対応を行っています。

【現状及び事業の方向性】

相談支援事業では、障がい者等からの生活、医療、福祉等に関する相談や住宅確保に関する支援に加え、障がい児・者サポート会議、計画相談支援事業所連絡会、当事者交流事業を行っています。障がい児・者サポート会議では、処遇の困難な事例に対して関係者間で情報共有や課題検討を行うとともに自立支援協議会運営委員による支援方法等についての助言を行っています。計画相談支援事業所連絡会では、情報共有や勉強会、事例検討会等の実施により、市内相談支援事業所の連携強化や相談支援事業所のスキルアップを図っています。当事者交流事業では、働く障がい者や同じ障がいも持つ当事者同士が集える場や機会の提供を行っています。また、令和5年度から地域生活において緊急事態が発生した事例への対応を検討する緊急コア会議の運営を基幹相談支援センターの役割に位置付けました。

障害福祉サービス利用者の増加や市が実施しているひきこもり相談や生活困窮等の相談の充実により、相談件数の増加が見込まれます。今後は、計画相談支援を含む市全体の相談支援体制の見直しを行い、相談支援体制の再構築を行うとともに、自立支援協議会等において相談支援事業の実施状況等を確認し、質の高い相談支援が維持できるよう取り組みます。

【実績と見込み】

項 目		実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	実施事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1
	相談延べ件数（件）	5,770	5,690	2,557	5,800	5,850	5,900
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は4月から9月までの実績値

4 成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業

成年後見制度における審判の請求や請求に係る費用の補助、法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行うものです。

【現状及び事業の方向性】

親亡き後や介護者の高齢化に伴って、障がい者本人の金銭管理・身上監護等の支援が必要となるため、今後も利用者が増加していくことが予測されます。

本市では令和4年4月に大府市成年後見センター（以下「後見センター」という。）を設置し、啓発漫画の作成やシンポジウムの開催による広報や利用促進、後見人への支援の実施等、成年後見制度の中核機関の役割を担っています。

成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度の申立て等に係る相談、低所得者等に対して審判の請求や請求に係る費用の補助、後見人への報酬の補助を行っています。

法人後見支援事業は、NPO法人知多地域成年後見センター（現・知多地域権利擁護支援センター）に委託していましたが、後見センターの開設に伴い、令和4年度から社会福祉協議会に受任先を変更しています。

今後も成年後見制度利用支援事業及び法人後見支援事業を活用し、成年後見制度が必要な障がい者等が制度を利用できるよう支援を行います。

【実績と見込み】

単位：人

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業 利用者数	—	3	6	22	25	27
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は4月から9月までの実績値

※成年後見制度法人後見支援事業について、令和3年度は、NPO法人知多地域成年後見センターへの委託で実施

5 意思疎通支援事業

聴覚及び音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣や市役所窓口到手話通訳者を配置し手話通訳を行います。

【現状及び事業の方向性】

本市では、令和2年4月に「大府市手話言語条例（以下「手話言語条例」という。）、令和4年4月に「大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下「障がい者コミュニケーション促進条例」という。）

を施行し、手話通訳者、要約筆記者の派遣や市窓口への手話通訳者の配置等により、ろう者や難聴者等の情報取得の保障に努めています。

手話通訳者の派遣は、本市では通院や子どもの学校行事等の目的で多く利用されており、要約筆記者の派遣は、市主催行事への派遣が多くなっています。

令和4年度から、要約筆記者の人材確保のため、社会福祉協議会及び要約筆記ボランティア団体と協力して、パソコン要約筆記体験講座を開催しました。今後各制度の周知を行い利用者数の増加を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者の各団体と協力し通訳者等の確保を行います。

【実績と見込み】

単位：派遣事業は、件、設置事業は、人

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者派遣事業（利用件数）	59	59	29	65	70	75
要約筆記者派遣事業（利用件数）	9	5	7	8	8	8
手話通訳者設置事業（設置人数）	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は4月から9月までの実績値

6 日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるよう、特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、紙おむつ、ストーマ（人工膀胱、人工肛門）用装具等の生活用具を給付しています。

【現状及び事業の方向性】

年度によって日常生活用具の給付件数に差はありますが、ストーマ用装具や紙おむつ等の排泄管理支援用具は、年々増加傾向にあります。

日常生活用具のニーズや製品は、障がいの多様化や生活様式の変化、技術の進歩によって年々変化しています。必要に応じて給付項目や給付条件の見直しを行います。

【実績と見込み】

単位：件

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
日常生活用具給付件数 合計	1,470	1,511	524	1,537	1,557	1,577
介護・訓練支援用具	9	5	0	6	6	6
自立生活支援用具	12	14	1	10	10	10
在宅療養等支援用具	15	8	2	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	6	5	3	7	7	7
排泄管理支援用具	1,428	1,479	518	1,500	1,520	1,540
居宅生活動作補助用具	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は4月から9月までの実績値

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話を習得し、活動することができる人を養成します。

【現状及び事業の方向性】

本市では、手話奉仕員養成講座を入門編と基礎編を隔年で開催しています。入門編を修了した受講者に引き続き基礎編を受講してもらうよう案内し、基礎編修了後に手話奉仕員やボランティアサークル等にて活動してもらえるよう働きかけています。令和5年度からは、入門編の修了日と基礎編の開講日の間隔が短くなるよう開催時期を調整し、入門編から基礎編への継続受講とスムーズな移行に向けた取組を行っています。

今後も手話や聴覚障がい者への理解促進及び手話通訳者の確保に向けて、手話奉仕員養成講座の受講者数の増加を図ります。

【実績と見込み】

単位：人

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入門編 修了者数	14	－	23	－	20	－
基礎編 修了者数	－	9	－	16	－	16

※入門編と基礎編は隔年で開催

※令和5年度は、10月開講のため受講者数

8 移動支援事業

障がいにより移動が困難な障がい者等に対し、外出を支援し、社会参加及び自立の促進を図ります。支給の適否や必要な支給量等については、サービス支給検討会議を開催し支給決定しています。

【現状及び事業の方向性】

移動支援事業は、知的障がい者の利用が最も多く、主に余暇活動に利用されています。令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不要不急の外出の自粛が求められ、外出を控えたり活動時間や活動場所を制限したりしたため、利用人数や利用時間は減少しています。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策のための行動制限がなくなったことで、利用者数、利用時間ともに増加することが見込まれます。居宅介護等の訪問系サービスと同様に移動支援に従事するヘルパー不足が課題となっているため、人材確保と養成に向けた取組が必要です。

居宅介護事業所連絡会での情報共有や人材確保と養成に向けた取組を実施することで、サービス提供できる体制の確保に努めます。

【実績と見込み】

単位：実利用人数は人、延べ利用時間は、時間

項 目		実績			見込み		
種別	単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
身体 障がい者	実利用人数	16	16	15	18	19	20
	延べ利用時間	1,895	1,812	932	2,160	2,280	2,400
知的 障がい者	実利用人数	90	87	100	105	108	111
	延べ利用時間	7,053	7,665	4,166	10,080	10,368	10,656
精神 障がい者	実利用人数	7	5	6	8	9	10
	延べ利用時間	175	186	93	240	270	300
障がい児	実利用人数	21	18	13	20	22	24
	延べ利用時間	1,070	823	368	1,080	1,188	1,296
合 計	実利用人数	134	155	134	151	158	165
	延べ利用時間	10,193	10,486	5,559	13,560	14,106	14,652

※令和5年度は4月から9月までの実績値

9 地域活動支援センター事業

日中活動をサポートする地域活動支援センターの設置や個別給付型地域生活支援センター事業の給付することで、在宅の障がい者等に創作的な活動、機能訓練、生産活動の機会等を提供し、社会との交流の促進を図ります。

【現状及び今後の方向性】

本市では、地域活動支援センターを市内に1か所設置しています。本市に設置している『地域活動支援センターおおぶ』は、地域で生活する障がい者等の日中の居場所として利用されているほか、令和3年度からはひきこもり状態にある市民の居場所としても利用されています。令和4年度からは、おおぶ文化交流の杜「allobu」やスピカ等にサテライト会場を設け、普段、地域活動支援センターおおぶに足を運ぶことが難しい障がい者等にも参加してもらっています。また、精神保健福祉ボランティア等が地域活動支援センターおおぶのイベント等にボランティアとして参加し、障がい者等の地域での活動を支えています。

地域活動支援センターおおぶは、同じ建物の中に就労継続支援事業所が併設しているため、市外に居住する障がい者の利用の割合も多くなっています。今後は、市内の利用者の増加を図るとともに、市外の利用者の利用方法等についても検討が必要です。

令和6年度には、2か所目の地域活動支援センターを開所する予定です。今後も様々なイベントや企画を通して地域で生活する障がい者等の居場所としての役

割を担うとともに、当事者交流やピアサポーター等の活動の場や障がい者アートの活動の拠点として活用します。

個別給付型地域活動支援センター事業については、視覚障がい又は高次脳機能障がいの方の機能訓練や同じ障がいの仲間と集える機会を設けるため、令和2年度から事業を実施しています。登録事業所が市外にあるため、令和3年度以降の利用実績はありませんが、障がい者や相談支援事業所等に引き続き周知を行います。

【実績と見込み】

単位：登録者数、利用者数は、人

項 目	内 訳		実績			見込み		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援 センターおおぶ (市委託)	実施か所		1	1	1	2	2	2
	登録者数	市内	42	53	45	55	57	59
		全体	83	91	65	130	140	150
個別給付型	利用者数		0	0	0	2	2	2

※令和5年度は4月から5月までの実績値

【任意事業】

1 日中一時支援事業

障がい者等に日中の活動の場や機会を提供することで、障がい者等が安心して充実した生活を送るとともに、障がい者等の介護を行っている家族が、一時的な休息を得ることを目的として実施します。

【現状及び事業の方向性】

日中一時支援事業は、本市では障がい児の療育活動や短期入所事業の体験利用等、多様なニーズに対応した利用がされています。市内の日中一時支援事業所（たくと大府）では、重度の知的障がいのある児童等の療育活動を行っており、特別支援学校等に通っている障がい児の放課後の受け皿となっています。

共働き家庭の増加や介護者の高齢化等により生活介護等の日中活動系サービス終了後の夕方の時間の過ごし方に関する課題があり、育成会が実施したアンケートでも夕方の時間の受け皿として日中一時支援事業の活用を期待する声が寄せられています。今後も多様なニーズに対応できるよう日中一時支援事業所の確保や制度内容等の検討を行います。

【実績と見込み】

単位：実利用人数は、人、延べ利用回数は、回

項 目		実績			見込み		
種別	単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
身体障がい者	実利用人数	0	0	0	1	1	1
	延べ利用回数	0	0	0	12	12	12
知的障がい者	実利用人数	14	14	11	16	17	18
	延べ利用回数	522	737	285	640	680	720
精神障がい者	実利用人数	0	0	0	1	1	1
	延べ利用回数	0	0	0	12	12	12
障がい児	実利用人数	25	23	24	25	25	25
	延べ利用回数	1,509	1,237	631	1,500	1,500	1,500
合 計	実利用人数	39	37	35	43	44	45
	延べ利用回数	2,031	1,974	916	2,164	2,204	2,244

※令和5年度は4月から9月までの実績値

2 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車を派遣することで居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【現状及び事業の方向性】

本市では、利用者の利便性の向上や登録事業所の確保等のために、利用回数の増加や複数事業所との契約制度、報酬単価の増額等の変更を行ってきました。

今後も障がいの重度化等により利用者の増加が見込まれるため、利用者の増加に対応できるよう事業所の確保に努めます。

【実績と見込み】

単位：事業所数は、か所、利用人数は、人

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業所数	3	3	4	4	4	4
実利用人数	7	7	7	8	9	10
延べ利用人数	471	477	245	490	500	510

※令和5年度は4月から9月までの実績値

3 身体障がい者の自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

身体障がい者が普通自動車運転免許証を取得した場合、又は自動車を改造する場合に要した費用の一部を助成します。

【実績と見込み】

単位：人

項 目	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
運転免許取得費助成	4	3	1	4	4	4
自動車改造費助成	1	4	0	4	4	4

※令和5年度は4月から9月までの実績値

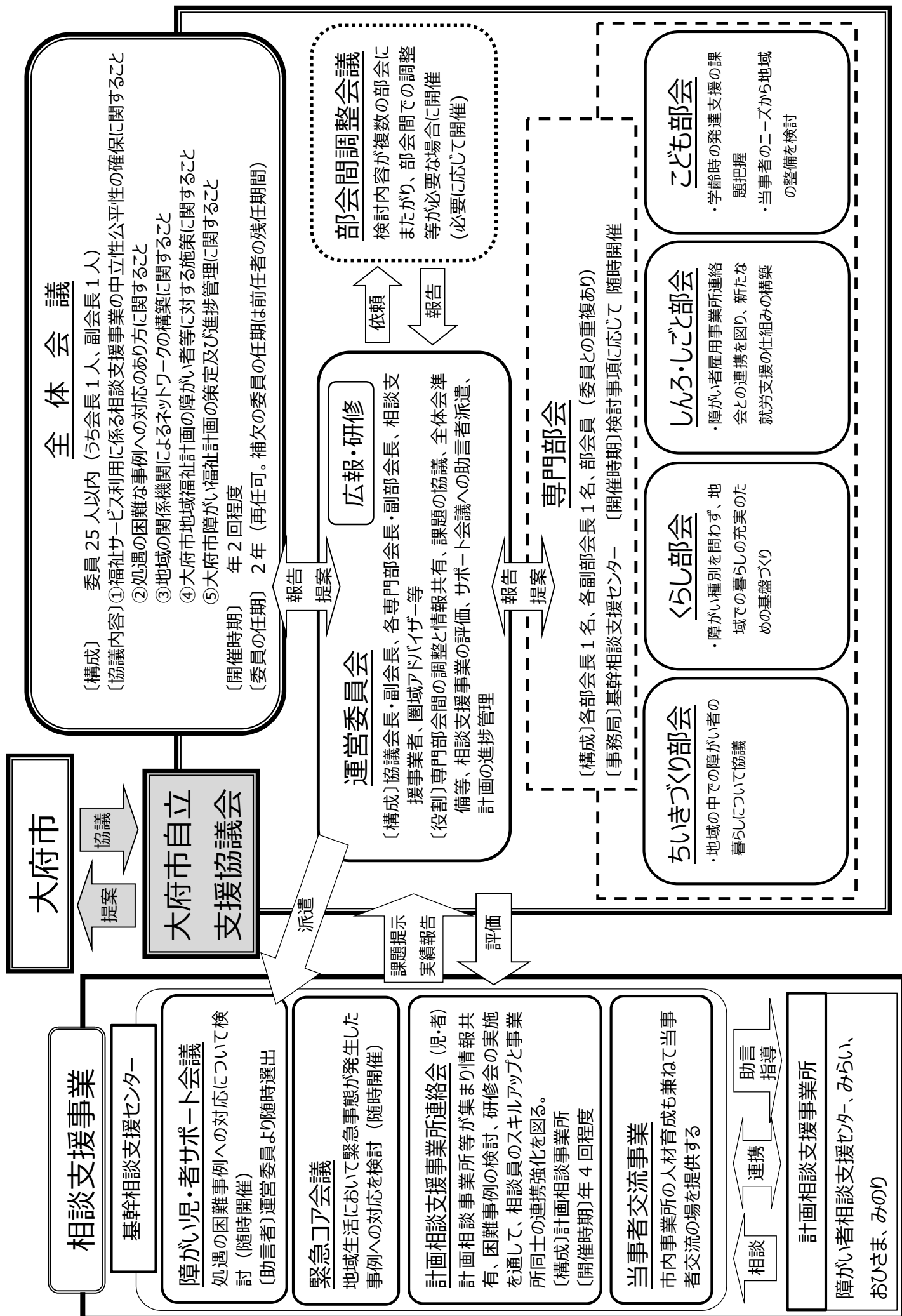
4 自立支援協議会

関係者との情報共有等、協働して障がい者等の地域生活を支援するため、本市では、平成6年から設置されていた大府市障害者連絡協議会を発展させ、平成18年10月に「自立支援協議会」を設置しました。自立支援協議会は、保健、医療、福祉、教育、就労、障がい当事者団体等の各分野における関係者で構成され、相談支援事業の中立・公平の確保、処遇困難事例への対応、地域の関係機関のネットワークの構築及び障がい福祉計画の策定、進捗管理等を行っています。

自立支援協議会では、協議内容ごとに専門部会を置き、障がい福祉に関する本市の抱える課題について、より詳細に検討できる体制を整えています。相談支援事業から見える地域特有の課題について検討し、課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組むとともに、課題解決について、当事者の意見や声を的確に捉えるために、専門部会等に当事者や当事者家族の参画を進めています。

また、自立支援協議会では、周知及び啓発や人材育成・確保を目的に研修を行っています。令和4年度には、人材育成・確保を目的に、市内障害福祉サービス事業所及び医療機関の若手職員による自法人・自事業所のプレゼンテーション会及び交流会を実施しました。さらに、令和4年度には『おおぶ障がい者雇用スタートアップセミナー』の開催や『企業×福祉施設見学』の実施等、雇用事業所連絡協議会と連携した取組も行っています。

今後も本市が抱える課題に対して、自立支援協議会を活用し、課題解決に向けた様々な取組を行います。



第8章 障がい者のくらし【障がい福祉計画分】

1 社会参加を進める取組

(1) 集える機会と場づくり

【現状及び今後の動向】

令和3年3月に市内で初めて、知多半島では4か所目の手話カフェサロンが開催され、ろう者が集える機会が設けられています。また、地域住民が気軽に集う場であるサロンは、令和5年4月には、ふれあいサロンが129か所、常設サロンが8か所、全世代型サロンが4か所設置されており、多くの障がい者が参加しています。市民活動団体やボランティアが各分野で活発に活動しており、障がい者や障がい分野への関わりを増やしていくことで、障がい者にとっても多様な活動の機会や場になる可能性があります。他にも、令和5年2月に石ヶ瀬児童老人福祉センターに開所したeスポーツルーム「espo いしがせ」では障がい者の利用もあり、eスポーツを通じた社会参加の場となっています。

また、基幹相談支援センターによる働く障がい者などを対象とした余暇支援事業を開催しています。

地域活動支援センターが1か所設置されていますが、バリアフリーや場所的な偏りの問題により、多様化する障がいや障がい者のニーズに対応していく必要があります。

【今後の取組】

- 障がい者が安心して地域で暮らすためには、地域の中で関わりのある人や理解者を増やしていく必要があるため、障がい者だけの集いの機会と場ではなく、障がい者を含む地域の全ての人が集える機会と場を広げる取組を推進します。
- 集える機会と場に関する情報の収集と発信を行い、周知を図ります。
- 雇用事業所連絡協議会、自立支援協議会、市民活動団体及びボランティア等が連携することで、障がい者等の余暇活動を支援します。
- 地域活動支援センターについては、多様化する障がい者のニーズや社会参加支援に対応するための取組を検討します。

(2) 文化芸術活動・スポーツ（レクリエーション）の振興

【現状及び今後の動向】

文化芸術活動は、令和3年度に行ったパラアートおおぶ（平成23年度から4年に1回開催）では、今までの作品展示だけではなく、舞台発表を行うなど内容の充実を図ってきました。また、民間事業所による障がい者アートを活用したノベルティグッズの作成、至学館大学や大府東浦花火大会実行委員会によるパラアートポロシャツ（Tシャツ）の作成など行政分野以外にも、障がい者アートへの理解や取組が広がっています。市役所に障がい者アートの発信拠点となる常設展示スペースの設置やパラアートデザイン名刺を市職員が使用することで、更なる充実が期待されます。

スポーツ（レクリエーション）について、令和4年10月に、至学館大学でパラスポーツイベントが行われました。日本福祉大学などとも連携して、障がい者スポーツを推進しています。また、障がい者によるスポーツ（レクリエーション等）の取組は、県社会福祉協議会が主催しているスポーツ大会への参加だけでなく、全国大会にまで出場する障がい者もいます。

【今後の取組】

- 文化芸術活動は、障がいの理解や障がい者の社会参加の手段として、今後も行政以外にも広げる取組を推進します。
- スポーツ（レクリエーション等）は、誰もが気軽に参加できるスポーツとして、ニュースポーツやユニバーサルスポーツ※の周知啓発を行うとともに、移動支援事業の活用等により、障がい者の参加を支援します。

※『ユニバーサルスポーツ』…年齢、性別、障がいの有無に関わらず、一緒に参加して楽しむことができるスポーツ。

（３）当事者団体、家族会の支援

【現状及び今後の動向】

大府市身体障がい者福祉協会、育成会（知的障がい）、かざぐるま会（精神障がい）、肢体不自由児（者）父母の会いろは、発達障害児・者の将来を考える親の会シェリールなど、多様な当事者団体等が市内で活動しています。

団体の運営等を社会福祉協議会に委託して、団体の活動・運営の支援を行っている他、団体の周知について、障がい者手帳の交付時に渡している大府市障がい福祉ハンドブックでの案内等で団体の周知と加入促進を図っています。

当事者団体や家族会は、同じ悩みを持つ当事者同士のつながりを広げていくために不可欠なものであるため、引き続き当事者団体の会員の拡大を図ります。さらに、市外にしかない当事者団体等もあり、市内外の様々な当事者団体や家族の会についての把握とその周知を行う必要があります。

【今後の取組】

- 市内だけでなく市外も含めた当事者団体等の把握と周知を行います。
- 引き続き、当事者団体の活動・運営の支援を行います。
- 障がいや障がい者の理解を促進するために、当事者団体自ら発信する機会を設けるよう努めます。

２ 社会参加を支える取組

（１）情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実

【現状及び今後の動向】

本市では、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）に先立ち、手話言語条例及び障がい者コミュニケーション促進条例を施行し、障

がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の普及及び利用の促進に努めています。

ＩＣＴやスマートフォン等のアプリ、電話リレーサービスなど新しい支援ツールが開発されており、積極的に周知活用していく必要があります。

【今後の取組】

○上記条例に基づき、当事者やその家族等と意見交換を行いながら、コミュニケーション手段に関する理解、利用、環境整備を進めます。

（２）行政等における配慮

【現状及び今後の動向】

令和６年４月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正により、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体で障がい者へのより一層の合理的配慮の提供が求められています。

市役所各課等にて、窓口や各種事務及び事業における多様なコミュニケーション手段の利用の促進について全庁的な周知と取組を行うなど、合理的配慮の提供を行っています。

選挙等における配慮では、市選挙管理委員会が点字プリンターを活用し、点字による候補者名簿を作成していますが、障がいの特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実が望まれています。

【今後の取組】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、各課の窓口、各種事務及び事業における社会的障壁の除去と必要に応じた合理的配慮を行うために、職員への研修を行います。

（３）移動の支援

【現状及び今後の動向】

本市では、大府市循環バスの無料化、福祉タクシー料金の助成、福祉有償運送事業、自動車改造費及び自動車運転免許取得費の助成、地域生活支援事業の移動支援事業などに、障がい者の移動のための支援を実施しています。しかし、制度上の制限や、多様な障がい特性への対応など、個々のケースにおける課題があります。

【今後の取組】

○地域生活を進めていく上で、より一層移動に関するニーズは高まることが予想されるため、支援内容の検討及び支援が提供できる体制の確保に努めます。

（４）障がい及び障がい者への理解の促進

【現状及び今後の動向】

本市では、大府市福祉・健康フェアやパラアートおおぶなどのイベントを開催し、福祉や障がいについて市民への理解と周知に努めてきました。令和４年度か

らは、障がい者アートを活用し、企業、店舗なども含め、広く市民への理解を促進するまちなかパラアートを行っています。また、福祉実践教室で、市内小中高校で障がいを含む福祉全般の理解の促進を行っています。さらに、手話紹介パンフレット及び障がい者のコミュニケーション支援の周知冊子の作成、世界自閉症啓発デーに合わせたライトアップやおおぶ文化交流の杜図書館での障がいに関する特設コーナーの設置等、様々な場所と方法で理解の促進を行っています。

地域共生社会の実現に向けて、さらなる障がい及び障がい者への理解を進める必要があります。

【今後の取組】

- 地域共生社会の実現に向けて、障がい分野以外の様々な団体等とも協働して、障がい及び障がい者への理解を進める取組を行います。
- 各自治区や地区福祉委員会での研修会等を実施します。

（５）居住の支援

【現状及び今後の動向】

本市では、住宅改修助成事業の実施で住宅改修にかかる費用を助成し、肢体等に重度の障がいがあっても自宅で継続して住み続けることを支援しています。

賃貸物件への入居については、判断能力が不十分なために契約等が困難な場合や精神科病院から地域移行をする際に住居を探すことが困難な場合があります。そのため、成年後見制度等の活用や民間事業者との調整等の支援が必要です。また、住宅確保要配慮者居住支援法人や愛知県あんしん賃貸支援事業など、県も広域で事業を行っています。

【今後の取組】

- 特定相談支援事業所や訪問介護事業所等に住宅改修事業の周知を図ります。
- 地域移行支援事業等を利用することで住居の確保のための相談や必要な支援を行い、契約行為等が可能となるよう成年後見制度等の利用を促進します。
- 不動産団体との意見交換や住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を行うとともに、保証人がいない等で入居が困難な障がい者等に対して、家主等への相談や助言等の必要な支援を行います。

（６）ボランティアの養成

【現状及び今後の動向】

総合ボランティアセンターや大府市民活動センター「コラビア」（以下「コラビア」という。）においてボランティアや市民活動への取組が行われていますが、活動者の高齢化や支援ニーズの多様化に十分に対応できていない状況です。また、公的な支援制度では支援の対象とならないケースも増えているので、インフォーマルな支援の重要性は高まっています。

地域共生社会を進めていくためにも、ボランティアなどのインフォーマルな支援者との関わりを増やしていく必要があります。さらに、学生ボランティアとの

連携を深めていく必要があります。

【今後の取組】

○総合ボランティアセンターやコラビアと連携して、ボランティアや市民活動などのインフォーマルな支援の担い手の確保・育成に向けた取組の検討を行います。

○市内外の関係する大学と連携して、学生ボランティアの活用に向けて協議を行います。

3 尊厳と権利を支える取組

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業

○成年後見制度

判断能力が不十分な人の権利を守るため、福祉サービス等の契約行為や財産管理等の支援や代行を行う制度です。

○日常生活自立支援事業

知的障がい者や精神障がい者が、お金の出し入れ、大切な書類の管理等の不安がある場合に本人の意思に基づいて支援を行う制度です。

【現状及び今後の動向】

本市では、令和3年12月に認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある人の誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定し、その条例に基づいて、成年後見制度を計画的に推進することを目的に「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。そして、成年後見制度の利用促進に係る中核機関として、令和4年4月に後見センターを設置し、成年後見制度について気軽に相談できる体制をスタートさせました。

今後、超高齢社会の到来による認知症高齢者や高齢化する障がい者の支援のニーズの増加が見込まれます。成年後見制度が市民にとってより身近で利用しやすいものとなるように、行政、後見人、支援関係者の連携のもと、チームによる支援体制を構築し、利用者のニーズを反映した支援施策を適正に実施していくことが必要です。

【令和5年度までの実績】

単位：法人後見、件、利用者数、人

項 目	種別	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 (法人後見の件数)	知的障がい者	18 (19)	2 (0)	2 (0)
	精神障がい者	11 (19)	4 (0)	4 (0)
日常生活自立支援事業 (利用者数)	知的障がい者	4	5	5
	精神障がい者	10	9	7

※各年度3月末、令和5年度は4月から9月の実績値

※()内は死亡者含む総数

※法人後見は、令和4年度から受任先をNPO法人知多地域成年後見センター（現・知多地

域権利擁護支援センター）から専門職後見などに移行

【今後の取組】

- 後見センターによる、広報機能、相談機能、後見人等への支援を通じて、成年後見制度の利用等に係る支援を実施します。
- 一次相談機関である障がい者相談支援センターだけではなく、特定相談支援事業所等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知を図るとともに、本人の判断能力を基に制度の適否を検討し、適切な制度が利用できるよう支援します。
- 市民後見人の養成研修を実施し、新たな権利擁護の担い手の活動を支援します。

（２）意思決定支援の促進

【現状及び今後の動向】

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者等が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援をする行為及び仕組みをいいます。障害福祉サービスの提供場面等において意思決定支援を行うことが求められています。

本市では、令和元年度、２年度に自立支援協議会が主催し市内障害福祉サービス事業所向けに研修会を実施しました。

今後も、意思決定支援の重要性の周知を図っていくことが必要です。

【今後の取組】

- 計画相談支援や個別支援計画を作成する際に、本人の意思や自己決定を尊重できるように、自立支援協議会や基幹相談支援センターにおける研修会等の実施や『意思決定支援ガイドライン』※を活用し、意思決定支援の重要性等について周知を図ります。

※『意思決定支援ガイドライン』…平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて」から

（３）障がい者虐待の防止

【現状及び今後の動向】

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、本市では大府市高齢者虐待防止センターに障がい者虐待防止センターの機能を追加し、虐待に関する専門部署を設置して対応しています。また、高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会を設置し、障がい者等への虐待防止に関する取組について協議を行っています。

障がい者虐待防止の啓発活動としては、広報おおぶの特集記事の掲載、事業所向けの研修会の開催や啓発用パンフレットの作成・配布、市内医療機関、民生児童委員、障害福祉サービス事業所を対象としたアンケートの実施等を行っています。

以前は、養護者による虐待通報が多い状況でしたが、現在は施設従事者による

虐待通報も同じように増加しています。また、相談・通報・届出受理件数も年々増加しています。市民への啓発活動に加えて障害福祉サービス事業所や障がい者等を雇用している民間事業所に対して障がい者虐待の未然防止や再発防止のための取組が必要です。

【令和5年度までの実績】

単位：件

項 目	3年度	4年度	5年度
相談件数	14	17	8
通報・届出受理件数	13	22	9
虐待認定件数	8	10	2

※各年度3月末、令和5年度は4月から9月の実績値

【今後の取組】

- 高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会での協議を踏まえ、障がい者虐待の防止や早期発見の取組を継続して行います。
- 障害福祉サービス事業所や障がい者等を雇用する民間事業所に対して啓発を行っていくとともに、虐待の早期発見に向けて特定相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を強化します。
- 市民に対して虐待を未然に防止するための啓発活動等の取組を継続します。

（４）障がい者差別の解消

【現状及び今後の動向】

障がいに対する差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。

本市では、障害者差別解消法職員対応要領を基に、毎年市職員向けに障がいの理解や障がい者等への配慮についての研修を行っています。また、平成29年4月から高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会において、本市の障がい者差別解消に向けた取組や障がい者差別に関する相談内容等を報告し、協議を行っています。

啓発活動については、市民、民生児童委員、市内の民間事業者等に対して障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布を行っています。また、障がい者等が合理的配慮を求める際の意思表示の方法としてあんしんヘルプカードの活用や障がいや持病などで援助や配慮が必要であることを周囲に知らせることができるヘルプマークの配布を行っています。さらに、社会福祉協議会では市内の小中高校生を対象に福祉実践教室を実施する等、障がいの理解を深める取組を行っています。

今後は、あんしんヘルプカードやヘルプマークの周知を図ること等により障害者差別解消法の普及啓発を行い、小中高校生だけではなく広く市民に対して障がい者等への理解と配慮を広げていく必要があります。また、令和6年4月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮が義務化されることに伴い、障がい者からの相談が増えることが予想されます。

【今後の取組】

- 出前講座等において、あんしんヘルプカードやヘルプマークの普及啓発を図ることで、市民や民間事業者に対して障がい者等への理解促進を図ります。
- 市主催の行事や窓口対応において、配慮が必要な障がい者等に適切な対応が行えるよう、市職員に対する研修を実施するとともに、合理的配慮が義務化される民間事業者への周知啓発を行います。

4 災害時・非常時の安心に向けた取組

(1) 災害時の支援

【現状及び今後の動向】

本市では、「大府市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成するとともに、それを地域と共有する取組を推進しています。令和4年度からは、迅速かつ実効性の高い避難支援等を行うことを目的に、個別避難計画の作成を推進しており、計画の作成を契機とした地域の顔の見える関係づくりを行っています。また、避難所で、障がい者とそれ以外の避難者のコミュニケーションを円滑に行うための、災害用コミュニケーション支援ボードを作成設置しています。

また、地震や水害などの大規模な災害が発生した際、第一次避難所（公民館等）及び第二次避難所（小中学校の体育館等）では避難生活が困難となった要援護者の避難施設として、市内にある障がい者施設等と「災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定（福祉避難所協定）」を締結しています。また、福祉用具を扱う事業者等とも協定を結び、福祉避難所において必要となる福祉用具等の確保に努めています。

障がい者等が障害福祉サービス事業所に通所している時に被災することも想定されることから、市内における障害福祉サービス事業所の設置基準に、非常災害時に備えて、飲料水、食料など必要な物資の備蓄に努めることとなっています。

災害時の医療的ケアのある障がい者等への避難時等の支援や避難所での障がい特性に配慮した情報提供等の検討が必要です。

【今後の取組】

- 医療的ケアにより災害時に電源が必要な障がい児・者のための、電源確保策を講じます。
- 公設の福祉避難所の選定を行い、愛三文化会館等の公共施設又はその一部を公設の福祉避難所として指定することを検討します。
- 迅速かつ実効性の高い避難支援を行えるようにするために、個別避難計画の周知と作成を進めるとともに、地域における顔の見える関係づくりに努めます。
- 障がい者等に個別避難計画の周知と作成や避難場所の確認を進め、福祉用具等の備蓄等の必要性（自助の重要性）について周知を図ります。
- あんしんヘルプカードに緊急連絡先や一次避難所の情報を記入する等の災害時の活用方法について障がい者や市民に周知を図ります。
- 避難所での要援護者への配慮とサポートが円滑に行われるよう、災害発生時や

避難所において必要な配慮（障がい等の特性）について周知を図ります。

- 災害発生時に福祉避難所が円滑に運営できるよう避難所運営訓練や研修等の実施により、福祉避難所の機能の充実を図ります。また、障害福祉サービス事業所において、実効性のある避難訓練や地域住民との密接な連携体制の確保、必要物資の備蓄について取組を促進します。

（２）感染症への対策

【現状及び今後の動向】

令和元年度末から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、緊急事態宣言の発令等による外出制限や、事業所職員などの感染等による福祉事業所の臨時休業など、障がい者やその家族、障害福祉サービス事業所の運営に大きな影響を与えました。福祉事業所が日常生活や社会生活の維持に欠かせない存在だと改めて認識する機会になりました。

障害福祉サービスは、障がい者などの日常生活、社会生活を維持するために欠かすことができない事業であるため、最大限の感染症対策を行った上で、サービス提供を継続していく必要があります。今後も、様々な感染症が蔓延する可能性もあり、継続してサービスを提供していくため障害福祉サービス事業所における事業継続計画（ＢＣＰ）※の整備と衛生用品の安定的な確保や備蓄が必要です。

将来、再び感染症が発生した場合に備え、新型コロナウイルス感染症の経験を活かした感染拡大防止対策、事業の継続に向けた取組などの対応が求められています。

※『事業継続計画（ＢＣＰ）』…Business Continuity Plan の略。災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画

【今後の取組】

- 感染症の感染拡大防止に向けて、障害福祉サービス事業所向けの研修を実施する等、障害福祉サービスを実施する事業所が安心してサービスを提供できる体制を確保します。
- 利用者や事業所職員の感染が確認された場合に、関係者が連携して必要な支援体制の調整を行います。
- マスク等の衛生用品の確保について、障害福祉サービス事業所等における備蓄を促進します。

第9章 障がい児支援の提供体制の整備等【障がい児福祉計画分】

1 児童発達支援センターの整備

障がい児や発達の気になる児童（以下「障がい児等」という。）に対する重層的な地域支援体制の構築を目指す観点から、各市町村に地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等の家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを整備することが求められています。

本市では、大府市発達支援センターおひさま（以下「おひさま」という。）において、本市独自の取組として早期療育事業を行い障がい児等に対する早期療育を実施しています。また、大府市発達支援センターみのり（以下「みのり」という。）では、主に肢体に不自由のある児童に対して理学療法士や作業療法士、看護師等を配置し専門的な支援を実施しています。

【国の指針】

○児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること。

【国の基準値と現状】

項 目	国の基準値	現 状 (令和5年9月末)	備考
児童発達支援センターの 設置数（か所）	1	2	おひさま、みのり

【今後の取組】

- 中核的機能として、2か所の児童発達支援センターにおいて高度な専門性に基づき、発達障がい児、重症心身障がい児、医療的ケア児等に対して対象児童とその家族に寄り添った療育支援を実施します。
- 中核的機能として、市内障害児通所支援事業所の連絡会を年3回開催し、各事業所間で情報共有や研修等を行うほか、困難ケースや事業所が抱える課題に対して、支援内容等への助言・援助を行い市内全体の療育支援の質の向上を図ります。
- 中核的機能として、障害児相談支援事業を実施し、障害児通所支援事業を利用する児童の相談に応じます。また、障がい者相談支援センターや保健センター、保育所等と密に連携し、地域の障がい児等について情報を共有するとともに各関係機関からの相談にも応じます。

2 障がい児等の地域社会への参加・包容の推進

（1）保育所等訪問支援による障がい児等の地域社会への参加・包容の推進

昨今、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が増加し、多くの発達障

がい児等が専門的な療育を受けられることが可能になりました。今後は、障がい児等に対する支援が障害児通所支援という特定の場所に限られるのではなく、「障がいの有無を問わずすべての人の多様性を個性として受け入れられる社会」を目指す参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要となります。

さらに障がい児等の地域社会への参加を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援を実施し、保育所や幼稚園、小学校及び特別支援学校、放課後クラブ等に対し、障がい児等及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うことが求められます。

【国の指針】

○全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

【国の基準値と現状】

項 目	国の基準値	現 状 (令和5年9月末)	備考
保育所等訪問支援（事業所）	1	4	おひさま、みのり、初音、のびすくジュニア

【今後の取組】

- 保育所等訪問支援は、障がい児等が円滑に保育所等に通う際に有効な支援の一つです。現在4事業所で実施していますが、さらなる充実を図ります。
- 児童発達支援センターが通所支援や相談支援において培ってきた療育の知見やノウハウを活かした保育所等訪問支援を実施することで、保育所や小中学校等に対してより質の高い専門的支援や助言を行います。
- こども家庭センター※において、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、安心した生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。

※『こども家庭センター』…母子保健法上の妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法上の虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した機関です。令和6年度から各市町村に設置することが努力義務化され、本市は令和6年4月に保健センター内に設置します。

（２）各施設における心身の発達が気になる児童の受入状況

① 保育所

現在、市内に公立保育所が9か所、民間保育所が18か所あります。公立保育所では、心身の発達が気になる児童3人に対して1人以上の加配保育士を配置して対応しています。民間保育所に対しては、加配保育士の配置に係る人件費を市から補助しています。

【受入状況】

単位	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人／月	92	95	88	92	94	96

市内施設数 27 か所（令和5年9月末現在） ※各年度4月の実績と見込み

【今後の取組】

- 地域の実情を踏まえながら、公立と民間が連携し、現に実施している体制を推進します。
- 民間保育所における障がい児等の保育への支援を実施します。

② 幼稚園

現在、市内には民間の幼稚園は2か所ありますが、各園によって、心身の発達が気になる児童の受入や対応状況が異なります。

【受入状況】

単位	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人／月	11	8	9	9	9	9

市内施設数 2 か所（令和5年9月末現在） ※各年度4月の実績と見込み

【今後の取組】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら、現に実施している体制を推進します。

③ 認定こども園

現在、市内には民間の認定こども園は4か所ありますが、各園によって、心身の発達が気になる児童の受入れや対応状況が異なります。民間の認定こども園に対しては、加配保育士の配置に係る人件費を市から補助しています。

【受入状況】

単位	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人／月	6	7	11	11	11	11

市内施設数 4 か所（令和5年9月末現在） ※各年度4月の実績と見込み

【今後の取組】

- 地域の実情を踏まえながら現に実施している体制を推進します。
- 認定子ども園における障がい児等の保育への支援を実施します。

④ 放課後クラブ

現在、市内には公立の放課後クラブが9か所、民間の放課後クラブが3か所あります。公立の放課後クラブでは、心身の発達が気になる児童2人に対して1人の加配指導員を配置して対応していますが、民間の放課後クラブでは、各クラブによって対応が異なります。

【受入状況】

単位	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人／月	69	66	69	70	70	70

市内施設数 12 か所（令和5年9月末現在）※各年度4月の実績と見込み

【今後の取組】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら公立と民間が連携し、現に実施している体制を推進します。

3 特別な支援が必要な障がい児に対する支援

（1）重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。人工呼吸器による呼吸管理、たん吸引など日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう支援体制の構築に向けた取組を進めることが必要とされています。特に医療的ケア児は、適切な支援を受けられるよう保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置が求められています。令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、市町村等の責務が明記され、医療的ケア児の健やかな成長を図ることや、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することが定められました。

本市における重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援は、みのりの他、民間の児童発達支援や放課後等デイサービスでも行っています。

また、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを保健センターと障がい者相談支援センターに各2人、みのりに1人配置し、関係機関との連携を図っています。

令和4年度からは市内の保育所、小中学校、放課後クラブ等で医療的ケア児を受け入れ、保護者等の負担の軽減を図るため、看護師が訪問し医療的ケアを行う大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業を実施しています。

【国の指針】

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- 各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【国の基準値と現状】

項 目	国の基準値	現 状 (令和5年9月末)	備考
重症心身障がい児を支援可能な 児童発達支援（事業所）	1	4	みのり、初音、なないろテラス、and こころ大府
重症心身障がい児を支援可能な 放課後等デイサービス（事業所）	1	3	初音、なないろテラス、and こころ大府
医療的ケア児等のコーディネーターの配置（人）	1	4	保健センター、障がい者相談支援センター
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置済み	自立支援協議会こども部会（医療的ケア児等連絡会）

【今後の取組】

- 重症心身障がい児が地域で生活していくために児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に加え、障害児相談支援事業所、居宅介護事業所や重度訪問介護事業所、保健センター、特別支援学校、医療機関等と連携して支援します。
- 令和4年度に知多半島障害保健福祉圏域に設置された重症心身障害児者施設兼医療的ケア児支援センター「にじいろのいえ」（東海市名和町）と連携して重症心身障がい児、医療的ケア児を支援します。
- 医療的ケア児コーディネーターを保健センターと障がい者相談支援センター、みのりに配置し、個別ケースの対応や関係機関との協議の場として医療的ケア児等連絡会を開催します。

（２）強度行動障がい及び高次脳機能障がいを有する児童に対する支援

他害や自傷行為が通常考えられない頻度と形式で出現している状態の障がい児を強度行動障がい児といいます。また、病気や事故等で脳の一部が損傷し、脳機能に障がいを持つ状態を高次脳機能障がいといいます。

障害児通所支援等において、適切な支援ができるよう、支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

【今後の取組】

- 障がいの特性や支援方法についての研修を大府市発達支援センターで実施します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所、特別支援学校、医療機関等と連携して支援します。

4 障害児通所支援事業等の見込み

障害児通所支援事業等の内容は、以下のとおりです。

受給者証を発行された児童が対象で、各サービスは、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学の発達が気になる児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をします。
放課後等デイサービス	就学後の発達が気になる児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	発達が気になる児童が、他の児童との集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をします。支援は訪問支援員が実施します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	発達が気になる児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。

【現状及び今後の動向】

平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、「発達障がい」という言葉が子育て世代の親や療育現場、教育現場に浸透するとともに、本人・家族の気づきや関係者からの助言、診療ニーズも高まり、年々療育を受ける児童は増加しています。本市では、未就学児の人口は年々減少していますが、児童発達支援の利用数は増加しています。また、就学児が利用する放課後等デイサービスについては、就学児の人口も増加しているため利用人数も増加しています。今後も児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用児童数、利用日数共に増加していくと考えられます。また、保育所等訪問支援についても、障がい児等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が進むと同時に利用児童が増加すると考えられます。個々の特性に合った療育支援が求められるため、家族の相談を受け、個々の特性に応じた支援を組み立てる障害児相談支援の重要性も高まっています。

本市では令和 5 年度に障害児通所支援事業所等の指定、指導監査等の事務について愛知県から権限移譲を受けています。利用者や事業所に身近な存在である本市が、事務を行うことで指定障害児通所支援事業者の適正なサービス提供と事業運営、不正防止の強化、利用者の安全確保を図ります。

【実績と見込み】

事業名	単位	実績			見込み			令和5年度 事業所数
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
児童発達支援	人／月	79	90	83	92	101	110	14
	人日／月	907	973	933	1,003	1,073	1,143	
放課後等 デイサービス	人／月	179	200	234	249	270	292	19
	人日／月	1,962	2,298	2,649	2,833	3,113	3,393	
保育所等 訪問支援	人／月	6	8	8	10	12	14	4
	人日／月	9	12	13	14	15	17	
居宅訪問型 児童発達支援	人／月	1	0	0	2	2	2	0
	人日／月	1	0	0	10	10	10	
障害児 相談支援	人／月	72	78	90	97	104	111	5
	実人数／年	330	363	368	397	426	455	
障害児相談支援 セルフプラン	人／年	4	3	9	6	7	7	

※各年度は1か月あたりの平均値、令和5年度は4月から9月までの平均値

※人／月、人／年は、実利用人数

※人日／月は、延べ利用日数

【今後の取組】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が希望するサービスを受けられるよう、新規事業所の開所を検討している事業者に対して必要としている事業種別や利用者のニーズを伝え、供給体制の充実を図ります。
- 専門的人材を確保するため、愛知県などが実施する各種研修会等について事業者
に情報提供するとともに、児童発達支援センターを中心に各種研修を実施すること
でサービスの質の向上を図ります。
- 児童発達支援事業所と連携し保護者の就労を支援します。
- 居宅訪問型児童発達支援については、圏域や近隣自治体の事業所の開所状況など
を踏まえ利用ニーズに対応できるよう調整します。
- 障害児相談支援については、増加傾向にある障害児相談支援の利用者への対応や
相談支援の質の確保に向けて自立支援協議会において障がい者相談支援センター
等が中心になって相談支援体制について協議します。

5 発達障がい児等に対する支援体制

(1) 発達障がい児の家族支援

発達障がい児の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

本市では、児童老人福祉センターにおいて支援が受けられるよう、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕組みを学び、楽しく子育てに臨む自信を身に付けることを目的としたペアレントプログラム※・ペアレントトレーニング※（年12回の研修会）を実施しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響のため令和3年度から開催できていない状況です。

また、当事者同士の活動として保護者が抱えている不安や悩みを、障がい児の子育てを経験した保護者に体験を話してもらうことで、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行うピアサポート活動※をおひさまとみのりの2か所にて実施しています。

※『ペアレントプログラム』…育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などに対して、地域の支援者（保育士、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム

※『ペアレントトレーニング』…専門家によるトレーニング等を通じて、発達障がいや自閉症などの子どもをもつご家族を対象に、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニング

※『ピアサポート活動』…同じ障がいや病気など当事者の仲間同士で支え合う活動

※『ペアレントメンター』…自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

【実績と見込み】

事業の種別	実績			見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの受講者（人）	0	0	11	60	60	60
ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの支援者（人）	0	0	0	54	54	54
ペアレントメンター※（人）	0	2	2	3	3	3
ピアサポート活動の参加者数（人）	73	90	80	170	180	190

※令和5年度は4月から9月までの実績値

【今後の取組】

○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム、ピアサポート活動を継続して実施できるように、児童老人福祉センターや発達支援センターにて活動の場の提供や講師の派遣、活動内容の助言などを支援します。

(2) 発達が気になる児童への取組

本市では、保健センターの乳幼児健診、おひさまの早期療育事業、子どもステーションの親子育成支援教室ジョイジョイ、個別の教育支援計画「すくすく」を活用した教育支援など発達が気になる児童の支援を積極的に進めてきました。ライフステージにおける生活の場で療育支援が受けられる環境を整えていくために保育所等での障がい児の受け入れ、放課後クラブでの障がい児の受け入れ、小中学校での特別支援員、スクールライフサポーターの配置等を実施しています。

また、保健センターとおひさま、障がい者相談支援センターが設置されているスピカは隣接しており、子どもから大人まで一貫したワンストップでの相談支援体制が構築されています。

児童の発達に応じて、各関係機関と連携してライフステージに応じた支援を実施しています。

【今後の取組】

- おひさまやみのり、障害児相談支援事業所、保健センター等の関係機関が連携して、発達の遅れを早期発見するとともに、児童の発達に応じた様々な支援を引き続き実施します。

第10章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間中の取組

年 度	取組事項
令和3年度	障害福祉サービス事業所の適正な管理と不正受給の防止強化を図るために、県からの権限移譲により指定・監査事務の開始
	自立支援協議会の提案による計画相談支援の新体制開始(大府福祉会と憩の郷から障がい者相談支援センターへ相談支援専門員の出向)
	私立保育施設における加配保育に係る補助の実施
	パラアートおおぶ 2021 を開催 (12 月)
令和4年度	大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例施行
	大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例施行、大府市成年後見センター設置
	コミュニケーション手段の利用促進に向け、点字プリンターの設置、災害時用コミュニケーションボードの配布、パソコン要約筆記体験講座の開催
	障がい者アートの推進として、市内特別支援学校生徒の絵を活用したノベルティグッズの制作、まちなかパラアート及びバスなかパラアートの開催、大府市産ぶどう使用のワインにパラアーティストデザインボトルを作成
	医療的ケア児学校等訪問看護事業の開始
	自立支援協議会研修会「ふくしのいいトコ再発見！ ～若手が語る福祉のホンネ～」の開催（会場開催の他、Zoom による参加と Youtube による後日配信を実施）
	自立支援協議会くらし部会にて事業所向け「SNS 勉強会」を実施
令和5年度	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会と自立支援協議会しんろ・しごと部会の連携事業として「おおぶ障がい者雇用スタートアップセミナー」、「企業×福祉施設見学会」を開催
	パラ・ミュージックコンサートの開催（3月）
	障害児通所支援事業所の適正な管理と不正受給の防止強化を図るために、県からの権限移譲により指定・監査事務の開始
	世界自閉症啓発デーに合わせて市役所健康ロビーの青色ライトアップ実施（4月）
	訪問入浴の報酬単価の改定
	コミュニケーション支援者養成事業(手話及び要約筆記の養成講習会の参加に係る交通費補助)を実施
	市役所に障がい者アートの常設展示スペース「ギャラリーparart」を設置（12 月～）
	市職員用名刺のデザインに障がい者アートを活用（12 月～）

資料編

1 策定の体制

【大府市自立支援協議会 全体会 委員名簿】

(敬称略)

分 野	所属名等	氏 名
医療関係機関	大府市医師団代表 大府こころのクリニック	櫻井 政仁
	あいち小児保健医療総合センター	森本 光代
	特定医療法人共和会 共和病院	三鬼 ルミ子
学識経験者	日本福祉大学 社会福祉学部	木全 和巳
相談支援事業者	特定医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みずえ
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人大府福祉会	◎鈴木 悦彦
	社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	平林 政明
	社会福祉法人仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
	社会福祉法人憩の郷	朝熊 清花
	社会福祉法人憩の郷（地域活動支援センター）	杉原 直樹
	社会福祉法人愛光園 地域生活支援センターりんく	清水 晶
	社会福祉法人愛光園 就職トレーニングセンター	○辻 孝志
企業	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会 有限会社 矢田化学工業	中本 和則
障がい当事者団体	大府市身体障がい者福祉協会	大平 長治
	大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
	大府地域家族会かざぐるま会	西原 民枝
	肢体不自由児（者）父母の会 いろは	大塚 良孝
地域	民生児童委員 障がい者部会	小川 緑
保健関係機関	知多保健所	山崎 千佳
教育関係機関	愛知県率大府もちのき特別支援学校	給田 章生
雇用関係機関	刈谷公共職業安定所	飯田 真由美
福祉関係機関	知多児童・障害者相談センター	秋津 佐智恵
	大府市発達支援センターおひさま	東 千恵子
	大府市発達支援センターみのり	水上 和江

◎は会長 ○は副会長

【大府市自立支援協議会 運営委員会 委員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏 名
社会福祉法人大府福祉会	◎鈴木 悦彦
社会福祉法人愛光園 就職トレーニングセンター	○辻 孝志
日本福祉大学 社会福祉学部	木全 和巳
特定医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みずえ
社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	平林 政明
社会福祉法人仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
社会福祉法人憩の郷	朝熊 清花
社会福祉法人憩の郷（地域活動支援センター）	杉原 直樹
社会福祉法人愛光園 地域生活支援センターりんく	清水 晶
知多圏域アドバイザー	加藤 恵

◎は会長 ○は副会長

【大府市自立支援協議会 ちいきづくり部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏 名
特定医療法人共和会 相談支援事業所みらい	◎平野 みずえ
社会福祉法人仁至会 サンサン大府	○塚本 鋭裕
大府市民生児童委員 障がい者部会	近藤 悦子
ちゅ楽鼓	二宮 時野
合同会社 KULINA 就労継続支援 B 型事業所 GEMS	神谷 貴洋
知多保健所	正木 梨絵
大府市社会福祉協議会	櫻木 洋介

◎は部会長 ○は副部会長

【大府市自立支援協議会 暮らし部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏 名
社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	◎平林 政明
社会福祉法人愛光園 地域生活支援センターりんく	○清水 晶
肢体不自由児（者）父母の会 いろは	大塚 良孝
大府市手をつなぐ育成会	近藤 君絵

社会福祉法人大府福祉会 大府福祉会ホーム事業所「そら」・ホームヘルプセンター「そら」	小島 康明
特定非営利活動法人福祉サポートセンター さわやか愛知	敷地屋 真澄
社会福祉法人憩の郷 居住支援事業キャンパス	三村 陽子
社会福祉法人愛光園 障がい者活動センター 愛光園	有田 智史
医療法人社団明照会 かがやきテラス	酒井 征代
大府市社会福祉協議会	神田 惣一郎

◎は部会長 ○は副部会長

【大府市自立支援協議会 しんろ・しごと部会 部会員名簿】 (敬称略)

所属名等	氏 名
社会福祉法人憩の郷	◎朝熊 清花
社会福祉法人愛光園 就職トレーニングセンター	○辻 孝志
有限会社矢田化学工業	中本 和則
日本高圧電気株式会社	立木 正志
大府商工会議所	間瀬 計行
刈谷公共職業安定所	志水 みゆき
知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	田口 絢子
社会福祉法人大府福祉会 あけびの実	加藤 大
リネットジャパンソーシャルケア株式会社 スマイルあっとほーむ大府	高須賀 智子
社会福祉法人憩の郷 多機能型事業所ライム	武田 直樹
社会福祉法人憩の郷 ワーキングスペースおおぶ	清水 洸一

◎は部会長 ○は副部会長

【大府市自立支援協議会 こども部会 部会員名簿】 (敬称略)

所属名等	氏 名
大府市発達支援センターおひさま	◎東 千恵子
大府市発達支援センターみのり	○水上 和江
肢体不自由児(者)父母の会 いろは	大塚 良孝

株式会社ジェネラス こども発達支援 リ・ハビリ初音	宮地 孝一
フリースマイル株式会社 フリースマイル大府	本田 美樹
特定非営利活動法人幸せつむぎ and こころ大府	西尾 由紀
医療法人社団明照会 大府あおぞら有床クリニック	林 由紀
医療法人社団明照会 訪問看護ステーション 虹とり	鈴木 泉
愛知県立大府もちのき特別支援学校	大河原 千晴
愛知県立ひいらぎ特別支援学校	石井 麻子
大府市役所 学校教育課	永田 範子
大府市役所 学校教育課	永井 一輝
大府市役所 幼児教育保育課	加藤 和美
大府市役所 健康増進課	島田 真希

◎は部会長 ○は副部会長

【事務局】

所属	職名	氏名
福祉部	部長	猪飼 健祐
福祉部 高齢障がい支援課	課長 障がい福祉係長 障がい福祉係主任	小島 紳也 夏目 誠二 山崎 誠
健康未来部	部長	中村 浩
健康未来部 子ども未来課	課長 子ども支援係長 子ども支援係主事	川出 陽一 西川 秀章 森 文菜

2 策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 4月28日	第1回 大府市自立支援協議会全体会 第6期大府市障がい福祉計画、第2期大府市障がい児福祉計画の状況確認
令和5年 5月23日 6月28日 8月 8日 9月13日	第1回 大府市自立支援協議会 運営委員会 第7期大府市障がい福祉計画の構成、部会の分担等の確認 第6期大府市障がい福祉計画の振り返り 第7期大府市障がい福祉計画（案）について協議
令和5年 5月29日 7月 6日 8月 3日	大府市自立支援協議会 こども部会 第2期大府市障がい児福祉計画の進捗状況の確認 第3期大府市障がい児福祉計画策定スケジュール、意見交換
令和5年 6月 9日 7月 7日	大府市自立支援協議会 ちいきづくり部会 第7期大府市障がい福祉計画（案）について協議
令和5年 6月13日 7月13日	大府市自立支援協議会 しんろ・しごと部会 第7期大府市障がい福祉計画（案）について意見交換
令和5年 6月14日 7月11日 8月17日	大府市自立支援協議会 くらし部会 第7期大府市障がい福祉計画（案）について意見交換
令和5年10月 6日	第2回 大府市自立支援協議会全体会 第7期大府市障がい福祉計画（案）、第3期大府市障がい児福祉計画（案）の協議
令和5年12月20日 ～令和6年 1月19日	パブリックコメント
令和6年 2月13日	第3回 大府市自立支援協議会全体会 第7期大府市障がい福祉計画（案）、第3期大府市障がい児福祉計画（案）の最終協議

第7期大府市障がい福祉計画・第3期大府市障がい児福祉計画

策 定 令和6年3月

発 行 大府市 福祉部高齢障がい支援課（障がい福祉計画分）

健康未来部子ども未来課（障がい児福祉計画分）

T E L 0562-85-3558（障がい福祉計画分） 0562-45-6229（障がい児福祉計画分）

F A X 0562-47-3150（障がい福祉計画分） 0562-47-2888（障がい児福祉計画分）

Email kourei-shougai@city.obu.lg.jp（障がい福祉計画分）

kodomo@city.obu.lg.jp（障がい児福祉計画分）